

第四十三回
会
参議院内閣委員会會議録第五号

昭和三十三年二月二十六日(火曜日)

午後一時十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 村山 道雄君
理事 石原幹市郎君
下村 定君
鶴岡 哲夫君
山本伊三郎君

委員

大谷藤之助君
小柳 牧衛君
林田 正治君
千葉 信君
鬼木 勝利君

衆議院議員

修正案提出者 伊能繁次郎君
修正案提出者 藤原 節夫君

国務大臣

文部大臣 荒太萬壽夫君
農林大臣 重政 誠之君
通商産業大臣 福田 一君
建設大臣 河野 一郎君
国務大臣 大橋 武夫君
国務大臣 志賀健次郎君

政府委員

内閣官房長官 黒金 泰美君
人事院総裁 佐藤 達夫君
人事院事務局長 滝本 忠男君
総理府総務局長 八巻淳之助君
総理府総務次官 徳安 實蔵君
内閣総理大臣 増子 正宏君
官房公務員制度調査室長

宮内庁次長 瓜生 順良君
皇室経済主管 小畑 忠君
防衛庁人事局長 小野 祐君
防衛庁参事官 麻生 茂君
大蔵省主計 平井 延郎君
大蔵省主計局 岩尾 一君
次長事務取扱 蒲生 芳郎君
文部大臣官房長 林田修紀夫君
農林大臣官房長 林田修紀夫君
建設政務次官 松澤 雄蔵君
事務局側 常任委員 伊藤 清君
会専門員

本日の会議に付した案件

○農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○通商産業省設置法及び中小企業庁設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣送付)
○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(村山道雄君) これより内閣委員会を開会いたします。

農林省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。重政農林大臣。

○国務大臣(重政誠之君) ただいま議題となりました農林省設置法の一部を改正する法律案の提案の理由と改正の内容を御説明申し上げます。

第一は、農林本省の附属機関として、植物ウイルス研究所を新設することであり、

近年わが国におきましては、農作物及び林木のウイルス病による被害は、稲の縮葉枯病、パレイシヨのモザイク病等年々増加する傾向にあり、その被害額は年間数百億円に達するものと推定されるのであります。このような事態に對処し、農林省におきましては、従来農業技術研究所を初め、各試験研究機関において、ウイルスに関する応用研究を主として行なつて参つたのであります。

その防除方法を確立するためには、すみやかに植物に関するウイルスの本質を究明し、その農作物等に及ぼす影響を明らかにする等その基礎研究を強化充実させることが緊要であると考へられるのであります。この基礎研究は、さきわめて高度かつ複雑な方法を必要とすると同時に、広範囲にわたる学問分野との連絡を保ちながら体系的に推進

する必要があり、このような見地から植物に関するウイルス及び植物のウイルス病の基礎的調査研究を行なう機関として、新たに植物ウイルス研究所を設置することとしたのであります。

第二は、農業土木試験場に水産土木に関する試験研究を行なわせることとしたことであり、

水産に関する土木事業は、沿岸漁業の構造改善事業の一環として大規模な漁場の造成改良が行なわれるほか、漁港整備事業の事業量も増大する等漁業における重要性は今後一層高まるものと考へられるのであります。これら土木事業を効率的に実施いたしますためには、施設の構造、地盤、耐波性等に関する試験研究を促進する必要があります。これに必要なる実験施設を設け、現に農業土木試験場に設置されております施設の活用をはかることが現段階におきましては最も合理的でありますので、同試験場に水産土木に関する試験研究を行なわせることとしたのであります。

第三は、食糧庁の内部部局の所掌事務を整備したことであり、

その一は、食糧品及び油脂に関する行政の統一的な推進をはかるため、現在総務部所掌している農産物等及びテンサイ等並びに大豆及び菜種に関する価格関係事務を、その需給関係事務とあわせて業務第二部において所掌させることとするともに、同部において主要食糧の加工企業を含めた飲食料品及び油脂関係企業に関する行政を

一体として実施させることとしたこととあります。

その二は、業務第二部の事務の増大に伴ない、所管物資を統一的に処理することを主眼といたしまして、現在業務第二部所掌している主要食糧の輸出入及び輸入飼料の買入売渡関係事務を業務第一部へ移管し、同部の所掌事務を価格の決定を除く主要食糧の買入売渡関係事務及び輸入飼料の買入売渡関係事務に整備し、事務執行の能率化をはかることとあります。

その他、民間の要請に依りて輸出品検査所において輸入品たる農林関係物資の依頼による検査を行なう道を開き、水産庁の附属機関たる日光養魚場を水産研究所に統合し、また、農山漁村建設総合対策特別助成事業の完了に伴ない、農山漁村振興対策中央審議会を廃止する等規定の整備を行ないますとともに、農林省の定員に所要の変更を加えようとするものであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決下さらんことをお願いいたします。

○委員長(村山道雄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(村山道雄君) 建設省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。河野建設大臣。

○国務大臣(河野一郎君) ただいま議題となりました建設省設置法の一部を

改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

政府は、社会資本を充実するため、公共投資の拡充強化を昭和三十三年年度における重点施策として取り上げ、その積極的推進をはかることとしていたしております。建設省といたしましては、この基本方針の通り、河川、道路、住宅等、公共投資の中核をなすべき事業について重点的に施策を講じ、事業の着実かつ積極的な推進をはかる所存であります。これらの施策を的確に実施するためには、これに即応する行政の執行体制を確立することが緊要であると考えます。

このように見地から、このたびこの法律案を提出することとしたのであります。その要旨は、まず第一に、本省の所掌事務のうち地方建設局の分掌する事務の範囲を大幅に拡大することとしたのであります。

現在、地方建設局は、本省の地方支分部局として、主に河川、道路等の直轄事業を実施しているものであります。が、今後は、都市計画、住宅関係をも含めた一般行政事務並びに補助金関係事務についても、事務の性格に応じ、できる限り多くを地方建設局に実施させることとし、地域の特性に応じた総合的な建設行政の実施を促進することにも、所管行政の運営の合理化をはかりたいと考えております。

なお、このため、新たに計画管理部を設ける等、地方建設局の組織について所要の改正を加えることとしていたしております。

次に、建設研究所を建設大学校に改めることとしていたしております。

建設研究所は、昭和三十三年に建設

省の附属機関として設置されて以来、建設関係職員の養成、訓練に努めてきたのであります。このたびこれを建設大学校に改称するとともに、組織、施設、教育内容等を充実し、国、地方公共団体等を通じて建設関係職員等の「人づくり」を一段と積極的に推進して参りたいと考えております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(村山道雄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(村山道雄君) 通商産業省設置法及び中小企業庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。福田通産大臣。

○国務大臣(福田一君) 通商産業省設置法及び中小企業庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨及び提案の理由を御説明申し上げます。

通商産業省におきましては、かねてから経済情勢の推移に対応した行政機構を整えるべく検討を進めて参りましたが、このたび成果を得るに至りましたので、ここに本改正法律案を提案する次第であります。

改正の第一の要点は、昨年十一月二十九日に閣議決定を見ました石炭対策大綱に従いまして、本省の附属機関として臨時石炭対策本部及び石炭対策連絡協議会を新設することであり、

御承知のとおり、石炭鉱山の終閉山に伴って生ずる雇用対策、産炭地域の振興対策、鉱害復旧対策その他の石炭対策につきましては、政府といたし

ましてもこれまで極力意を用いてきたところであります。が、石炭鉱業の合理化の進展によつて、従来石炭鉱業に大幅に依存してきた九州地方の産炭地域におきましては、これらの解決を要すべき諸問題が集中的に生起してきております。このような事態に対処し、現地の実情に即した処理方針を迅速かつ的確に策定し、その実施を計画的かつ円滑に推進するため、福岡市に臨時石炭対策本部を新設するとともに、関係機関から成る石炭対策連絡協議会を置くこととしたのであります。

第二は、札幌及び福岡の鉱山保安監督局の通商産業省への附置を廃止するとともに、所要の地に鉱山保安監督署を置くことができるものとするのであります。

鉱山保安の確保につきましては、数年来鉱務監督官の増員による巡回監督の強化、石炭鉱山保安臨時措置法の制定等の対策を講ずる一方、多数の石炭鉱山が集中しております札幌及び福岡の両鉱山保安監督部を局に昇格せしめて鉱山保安監督の十全を期してきたのであります。今回この趣旨をさらに徹底せしめ、両監督局の通商産業省への附置を廃止するとともに、北海道及び九州の炭鉱密集地区に派遣してあります現地監督官を鉱山保安監督署として法制化し、責任体制の明確化をはかることとしたのであります。

第三は、中小企業庁の機構の改革であります。

経済成長に伴い、企業間格差の是正をはかることが今後の経済政策の最も重要な課題となっておりますことは申すまでもありませんが、特に貿易自由化の本格化に対処して中小企業の近代

化を促進し、生産性の向上をはかることの緊要性は、一そう高まっております。このような情勢に対処して、今国会に中小企業基本法及び関連諸法案を提案し、御審議をお願いいたしますこととしております。が、これら諸法案の実施に即応する円滑かつ効率的な行政運営体制を整備するため、中小企業庁に次長一人を置いて長官を補佐せしめるとともに、庁内部局間の所掌事務の合理的な再配分を行ない、これに即した機構の充実整備をはかることとしていたしました。

このほか、石炭対策の強化拡充、中小企業行政の推進、特許審査審判事務の促進等のため通商産業省の定員を九十六名増員し、本省内部部局の所掌事務につきまして所要の整備を行なうとともに、化学工業生産技術審議会を軽工業生産技術審議会に改組する等の改正を加えたいと存じます。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要でございます。今回の機構の改革に際しましては、行政事務の効率化に十分配慮し、定員の増加は最少限度にとどめた次第であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さいますようお願いいたします。

○委員長(村山道雄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(村山道雄君) 文部省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。荒木文部大臣。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今回政府から提出いたしました文部省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、本省に置かれる国立青年の家の増設に伴い、その設置規定を整備し、本省の管理局の所掌事務に關する規定を整備するとともに、文部省の職員定員を改めようとするものであります。

まず、国立青年の家に關する改正について申し上げます。

文部省では、昭和三十三年以来、健全な青年の育成をはかる団体訓練の施設として、静岡県富士山麓に国立中央青年の家を設置しましたが、多数の青少年に利用されて、その成果を上げてきたところであります。今回、さらに九州阿蘇山麓に国立青年の家を設置したいと考え、その設置規定を整備しようとするのであります。すなわち、文部省には、一般的に国立青年の家を置くものとし、それぞれの青年の家の名称、位置等は、文部省令において定めることとしたのであります。

次に、管理局の所掌事務につきましては、文部省の所掌する防災に關する事務についての連絡調整を管理局において行なうこととする。この事務並びに教育用品に關し基準を設定する等の事務を、教育施設部の所掌事務とすることとしたのであります。

次に、文部省の職員定員改正につきましては、国立高等専門学校校の増設、理工系学生の増員及び学年進行等による教職員の増員並びに国立青年の家の増設等による職員の増員に伴うものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願いいたします。

○委員長(村山道雄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(村山道雄君) 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。志賀防衛庁長官。

○国務大臣(志賀健次郎君) 今回提出いたしました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の提案の理由及び内容の概要について御説明申し上げます。

まず最初に、防衛庁設置法の一部改正について申し上げますと、前年度に引き続き第二次防衛力整備計画にのっとり防衛力の内容充実に努めることとし、昭和三十八年度定員として防衛庁の職員を千七百五十五人増加しようとするものであります。その千七百五十五人のうち千二百五十八人は自衛官であり、残りの四百九十七人が自衛官以外の職員であります。自衛官の増加は、そのほとんどが海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官でありまして、海上自衛隊における増員は七百五十九人で、艦艇の増強及び航空部隊の整備等のために充てるものであり、航空自衛隊の増員は四百九十六人で飛行隊の新編及び既設部隊の整備等のために充てられるものであります。

次に、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

第一に、自衛隊の予備勢力確保のため予備自衛官二千人の増員を行なうとともに、予備自衛官に、予備自衛官としての矜持と自覚を保持させるため予備自衛官の呼称及び制服の着用等についての規定を整備することとしております。

第二に、第十師団司令部の所在地名を、町村合併に伴い、守山市から名古屋市に変更することとしております。また、飛行教育集団司令部の所在地を、その任務の円滑な遂行をはかるため、宇都宮市から浜松市に移転することとしております。

以上法律案の内容を御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願いいたします。

○委員長(村山道雄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(村山道雄君) 恩給法等の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。徳安総理府総務長官。

○政府委員(徳安實蔵君) ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。この法律案による措置の第一点は、恩給扶助料の年額を増額した際における増額分についての年令による制限の一部解除であります。

昭和三十三年法律第百二十四号等により、恩給扶助料の年額を増額いたしました際、老齢者を優先させる精神に基づきまして、傷病者、寡婦及び遺児を除き、年令が六十才に達するまでは、その増額分を停止する旨の措置を講じて参ったことは、御承知のとおりであります。

しかしながら、昨年法律第百十四号により恩給扶助料の年額をさらに増額いたしましたので、年令六十才以上のものとそれ未満のものとの間になら

の開きを生ずるに至りました。そこで、この際、昨年の増額措置前の増額措置につきましては、この年令による制限を解除しようとするものであります。その第二点は、増加恩給受給者の退職後出生した子女加給額の引き上げであります。

増加恩給受給者の退職後出生した子女に対する加給制度は、昭和三十三年法律第百二十四号により創設され、その加給年額は退職当時の子女の場合の半額の二千四百円とされて現在に至っておりますが、その後における諸般の事情を考慮し、これを退職当時の子女加給年額と同額の四千八百円に引き上げようとするものであります。

その第三点は、旧軍人等の遺族に対する特例扶助料等の支給要件の緩和をはかることとするものであります。

旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律によりまして、旧軍人、旧準軍人が内地等で職務に關連して負傷し、または疾病にかかり、在職期間内に死亡し、あるいは在職期間経過後、厚生大臣の指定する結核等にあつては三年以内、その他の傷病にあつては一年以内に死亡した場合に、その遺族に對しまして特例扶助料または特例遺族年金が支給されることとされております。しかしながら、その後の経過にかんがみ、この際、この支給要件の三年を六年に、一年を二年に延長することにより、特例扶助料または特例遺族年金の支給範囲を広げようとするものであります。

その第四点は、加算年を算入して初めて普通恩給を受ける者の年金額の算定方法の改正であります。

実在職年の年数だけでは普通恩給年限に不足し、旧軍人等の加算年を算入して初めて同年限に達した者の恩給年額の算出率は、実在職年だけで同年限に達している場合の算出率から、その年限に不足する実在職年一年ごとに一定の率を減じて定めることとなつております。この減算率は、昭和二十八年法律第百五十五号により初めて設けられたものであり、昭和三十三年法律第百二十四号により若干強化され、現在に至つております。この減算率を当初のものに戻そうとするものであります。

その第五点は、在外特殊機關の職員期間を、外国政府職員期間の場合に準じ、恩給公務員期間に通算しようとするものであります。

外国政府職員期間の通算につきましては、昭和三十六年法律第百三十九号により所要の措置が講ぜられた次第であります。この際、三公社と同種の業務を行なつていた在外特殊機關の職員期間にもこれを拡大し、これらの職員期間を有する恩給公務員で普通恩給年限に達しないまま退職した者に恩給を給する道を開こうとするものであります。

以上述べました措置に基づく恩給につきましましては、すべて昭和三十八年十月からその給付を開始または年額を改訂することとしております。

これが、この法律案の提案の理由及び概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(村山道雄君) 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑を行ないます。政府側より瓜生宮内庁次長、小畑皇室経済主管が出席しております。質疑のある方は、順次御発言を願います。

〔午後一時四十四分速記中止〕
〔午後二時七分速記開始〕

○委員長(村山道雄君) 速記をつけ

○千葉信君 前回の委員会で要求しました資料の關係、瓜生さん、どうなっておりますか。

○政府委員(瓜生順良君) 皇室経済會議の記録のことでございますが、いろいろ検討したり、相談をいたしましたのですが、この皇室経済會議は非公開の會議でありまして、こういう會議のようには速記をつけているということでもない會議でございます。係員のメモ的に書いた紙の覚書はございますが、きちんとした議事録というふうなものではございません。會議が非公開のそういう性質でございますので、他のいろいろな會議の例から考えましても、これは提出をいたさないのがほんとうだろうというふうなことでございまして、どうぞあしからず御了承いただきたいと思います。

○千葉信君 そうすると、前回瓜生さんが言われた皇室経済會議の議事録はございませうか。速記録はありませうけれども、議事録はございませうか。ただし、それは国会に提出するかどうか

三

かということについては、皇室経済會議の議長の方と連絡をしなければいかぬということでしたが、今のお話では、その瓜生さんの言われた議事録なるものはないという御答弁をされておられるようですが、前回瓜生さんが言われたその議事録なるものは、ただいま御答弁のありました係員の記録していたメモ程度のもの、それを次長は議事録と考えられて御答弁になった、この前はそういうつもりで御答弁になったと、こういうことですか。

○政府委員(瓜生順良君) さようでございませう。私の表現がまずかつた点をおわびいたします。

○千葉信君 それはまあ将来ともその皇室経済會議の審議の内容等については非公開のものだから、国会にはどうも出せないという方針をとられるとすれば、これ以上とやかく追及はしませんが、私どもがその議事録の提出を願ったのは、皇室の内廷費とかあるいは皇族費をどのようにしたらいいかという点について国会で審議をする場合に、その根拠となるものが明確でなければ、これは審議ができないわけですから。つまり国民の税金を使っているというたぐいの経費は、やはり国民の納得できるような審議が尽くされたあとでなければ、いい悪いも結論は出せないじゃないか。こういう考えなわけですね。したがって、そういう点から言いますと、前回にも申し上げましたが、私はことさらにこういう問題を追及して、権威までないがしろにするということについては、私もそういう態度は賛成できませんけれども、しかし、やっぱり国会として国民の負託を受けている以上、そういう問題について

ではまじめに研究し、まじめに論議をしなければならぬ。その上に立つて出す結論でなくちゃならぬ。こういう考え方から言いますと、今お話のように、皇室経済會議の審議の内容そのものは非公開のものであるし、皇室経済會議の全体の意向か、議長の意向かは知りませんが、国会にこれを出すことを拒否した——と言ふことは少し言葉が激しいかもしれないけれども、出すことを喜ばないという格好で、いわゆるまあ議事録は出さないという返事になってきたわけですね。そうなりますと、私が今申し上げたような、こういう問題を審議する場合の建前上から言いますと、それから必要の度合いから言いますと、一番最初に申し上げた——申し上げたというよりも、要求した資料のようなものがあれば、つまり内廷費はどのような費目で、どういふ使い方がされているかというところが一見してわかるようなもの、ないしは皇族費の場合も同様なもの、それが提出されれば、私は何もあえて皇室経済會議の議事録を出してもらいたいとか、速記録を持ってきてもらいたいというものは、初めから私は言うつもりはなかった。それが今申し上げたような、内廷費とか皇族費の使い方が全然わからないままに審議することができないから、その状況について資料を出してもらいたいというのを一番最初の内閣委員会の審議の際に申し上げたわけですが、そういうものがあれば、私は非常に審議はスムーズに、こんなに日にちをかせずにいったんだらうと思うんですがね。何か瓜生さんのほうで、そういうこまかい費目に別に分類した表とかないかいというものを

を出さないかわりに、大体国民が知っているさしつかえない程度の、どういふことにとどの程度の経費が使われているか、大よその見当について、瓜生さん、ここで私どもの質問に対して答えてもいいし、あなたのほうから、大体こういう形で使われておりますというお話をなさる資料はないんですか。

○政府委員(瓜生順良君) この内廷費の計算の基礎というのはいささか出たこととございませうが、その要領で申し上げますと、計算の基礎といたしまして物件費がございませう。物件費は、お食事とか——お客されるお食事もありませうけれども、食糧の関係。それから、旅行される際のいろいろ物件費が要ります。それから用度費。これは服装の関係もありませう、顕微鏡なども入りますけれども、そういういろいろな物件費というものがございませう。それが計算の基礎では千七百六十六万円ぐらいでございませう。それから、その他の内廷の諸費——人件費は別として、内廷の諸費というものがございませう。これはいろいろお小づかいですとか、それなにかいろいろ災害なんかの際にお見舞いなんかをお出しになります。それからそこらから出ます。それから、神事費といまして宮中三殿のいろいろな行事の経費ですとか、それから地方の敷ある御縁故のある神社に対して供え物をなさいます神饌幣帛のそういうような経費とか、そういうようなものが内廷諸費です。それが計算の基礎として二千四百六十六万円ばかりになります。それから人件費——給与費でございませう。給与費が従来とところが千五百五十万円ぐらい。これが、人件費

の關係は二年前と現在ですと、今度公務員がベースアップになります。それを入れますと一八%の値上がりになっておりますものですが、その一八%をこれにかけますと千三百六十万円ばかりになるわけでございます。そのうち二百万円をこす分は一応切り捨てまして、二百万円をこす分というものを今度の増加の際に加えると、従来五千八百万円であつたのを六千万円に、最初に申し上げましたように物件費、内廷諸費の關係は、陛下のほうでも節約方針でおいでになりましたので、この点は従来何としまして節約してやつていこうというお話しめしがありますから、これはそのままだにいたしまして、人件費のほうには上げなければいけないので上げまして、今申しましたように二百万円の増というのが出ておるわけでありませう。

それから皇族費のほうは、これは定額計算する場合には、宮さんと妃殿下お二人がおいでになるというところを、一応基準に考えまして、この生活諸費とか物件費でございませう、これが現在三百四十二万円ぐらいになっておりますが、それをこれは八%だけ上げます。そうすると三百七十七万円になります。それから人件費のほうは現在二百三十五万円になっておりますが、それを一八%、ちょうど公務員の上の割合だけかかりますと二百七十八万円ということになって参ります。そのほか予備費は一割ぐらい見ておきます。内廷費の場合も一割ぐらい予備費を見ておきます。こちらのほうも一割ぐらい予備費を見ます。そういうふうに計算して参りますと、その合計額が七百七十二万出ておりますが、それに三分の二かけます。

それが四百七十四万の端数を捨てまして四万七千というふうな金額になっておるわけで、率から申しますと、内廷費は従来から三分五厘の増額、皇族費全体を見ますと一割二分の増加。今一般に人件費、物件費、いろいろ上がつておりました、それぞれ給与等が上がつておりました一般情勢から見まして、この程度の増額はこれは必要の最小限度じゃないかというふうに考えております。

○千葉信君 内廷費の中に占める神事費といひますか、祭事とか、ないしは神社等の關係、もしくは民間でいう祖先に対する仏事という格好で神事費を掲げておられますが、相当割合にする、全体の内廷費から見ますと金額が非常に大いんですが、そのおまな経費を使ひ場合の行事は何ですか。

○政府委員(瓜生順良君) このこまかい支出の数字を申し上げますことは、先日申し上げた御趣旨でちよつと御遠慮したいだきさいと思つたのですが、結局、皇居の賢所、皇靈殿、神殿、これよりつちやうやお祭がございませう。そういう場合のいろいろお供えをなさるとか、そういうようなことがありますし、それから、それに伴う準備をなさいますから、裝飾される、そういうような場合のこともあります。それから地方の御縁故の深い神社に対して先ほど申しましたようなことなさいませうというようなこと、これが物件費のほう。そのほか人件費のほうに掌典とか内掌典とか、そういう神事に携わつておる人の給与、これは人件費のほうで出しておられる。ですからある程度の額になるわけでございます。

それが四百七十四万の端数を捨てまして四万七千というふうな金額になっておるわけで、率から申しますと、内廷費は従来から三分五厘の増額、皇族費全体を見ますと一割二分の増加。今一般に人件費、物件費、いろいろ上がつておりました、それぞれ給与等が上がつておりました一般情勢から見まして、この程度の増額はこれは必要の最小限度じゃないかというふうに考えております。

○千葉信君 内廷費の中に占める神事費といひますか、祭事とか、ないしは神社等の關係、もしくは民間でいう祖先に対する仏事という格好で神事費を掲げておられますが、相当割合にする、全体の内廷費から見ますと金額が非常に大いんですが、そのおまな経費を使ひ場合の行事は何ですか。

○政府委員(瓜生順良君) このこまかい支出の数字を申し上げますことは、先日申し上げた御趣旨でちよつと御遠慮したいだきさいと思つたのですが、結局、皇居の賢所、皇靈殿、神殿、これよりつちやうやお祭がございませう。そういう場合のいろいろお供えをなさるとか、そういうようなことがありますし、それから、それに伴う準備をなさいますから、裝飾される、そういうような場合のこともあります。それから地方の御縁故の深い神社に対して先ほど申しましたようなことなさいませうというようなこと、これが物件費のほう。そのほか人件費のほうに掌典とか内掌典とか、そういう神事に携わつておる人の給与、これは人件費のほうで出しておられる。ですからある程度の額になるわけでございます。

○千葉信君 この内廷費のほうから支弁している人件費というのは、ここに調べてあります内掌典四名、掌典七名、奥女子職員十名、生物学研究所助手等四名、これ以外の人件費が内廷費から出ていますか。

○政府委員(瓜生順良君)　すでに常任でおられる方はそういうことでございます。そのほかにいろいろ講義をお聞きになったりする際の謝礼がござります。これは臨時のことになりますけれども、そういうものもそのほかにはございます。

○千葉信君 それから皇族費のはうの
人件費の引き上げも大体一八％程度と
いうことですが、物件費のはうは大よ
そ八％の改定ということでお考えのよ
うですが、皇族費のはうの使用人はい
ろいろあると思うんですが、大よそ何
名くらいですか。

○政府委員(瓜生順良君) 宮家によりまして違いますけれども、七、八人から九人というところでございます。

○千葉倡君 それから下総の御料牧場
で生産される食物類という表現になっ
ていますが、そこで生産されるバター
とか鶏卵とか肉とか、こういうものの
総額は七百十六万七千円ぐらい生産さ
れるわけですが、そのうち皇室用とし
て供出される食物類の見積り金額は
大体その半分の三百十三万三千円とい
うことになっていますが、この皇室用
として供出される食物類の金額は相当
膨大な、金額はとにかくとして量とし
ては相当膨大な量だと思ふんですが、
これは皇族の方々もこれを使用して
おられるわけですか。

○政府委員(瓜生順良君) これは主として皇居においてになる方でございますけれども、他の皇族さんのほうも一部お使いになっております。

○千葉信君 そりすると、この場合に
皇室用として使用されるこれらの食品
に対しては、内廷費の物件費から支
払っているのですか。それともそれは
支払いなしに、ただ下総御料牧場のほ
うから供出を受けておるわけですか。

（政府委員（山生順良君））この内廷費からは、お支払いになっておりませんが、これは下総御料牧場が皇室の用に供するということで、国有財産ではございますが、皇室の用に供する場合には有償でなくてもいいという解釈になっております。なお、この中には召し上がる分のほかにいろいろお客が来られてもてなされる分も相当入っております。

○千葉信君　まだほかにもそういう関係があると思いますけれども、たとえば内廷費が今度は三十八年度から六千万円に改定されるわけですが、その六千万円のほかに、こういう下総御料牧場だけを例にとつて見ても、そこで生産されるこれらの物品は、内廷費の負

そのまま六千万円にプラスした格好、同時に、それは皇族費のほうでもそういうことが言えるわけですが、そういう食料の關係については、その經費にただプラスをされた格好で、お使いになつておられることになるわけですね。

すが、それはしかし最初に内廷費、皇族費の基礎を計算する際に、そのことも頭に含んで、金額を表わしているわけでございます。

Ｃ千葉信孝 そりすると、下総の御料牧場のほうの予算なり、もしくは支出の関係は、そういう点は、そっちのほうで含まれて計算されているわけですね。つまりそこで生産されたものは、ある部分は無償で提供という言葉がある

る。合致しているかどうかは別として、提供されるわけですから、したがって、そういう無償で提供した、その収入の關係は、それは下総の御料牧場の計算のワク内で処理されているわけですね。

○政府委員(瓜生順良君) 下総御料牧場のこの収入、支出を精算する際に、現実に入ってきた収入、それからこういうふうに出ている分は、見積もり価額幾らというふうにして、それともは

り書きまして、一方需要支出がどのくらいになるというふうにして、結局これくらいが不足しているというように計算をいたしておりますので、やはりこれは一応の収入を上げているというような見方で、計算をされております。

○政府委員（瓜生順良君） 下総の牧場
の少し剩りはずれかも知れませんが、
たゞとせば下総御料牧場のほうの
収入の中のは、その収入は本来国庫の
収入になると思うのですが、それはど
ういうふうに計算しているか、御存じ
ありませんか。

のほうの収入の関係ですが、いろんな家畜、生産品の売り払いで、相当これには、ここに二千百五十万というのがございますが、これは国庫へ入るわけで

す。そのほか不要品の売り払いというのがごくわずか、五万一千円。そのほかこの見積りものがあります。この見積りものは国庫には入りませんけれども、しかし、先ほど申しましたように、国有財産の性質が、皇室の用に供するということで見ております。ちやうど皇室の用に供している土地を借りた場合に、地代を払わなくてはいいという、それにちよつと似たところがあるわけがあります。

○委員長(村山道雄君)　ちよつと速記部をとめて。

○委員長(村山道雄君) 速記つけて。

他に御質疑はありませんか。――
に御発言がなければ、本件の質疑は、
本日はこの程度にとどめます。

午後二時三十分休憩

午後三時十八分開會

○委員長（村山道雄君）　これより内閣委員会を再開いたします。

一般職の職員との給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題といたします。三案につきまして、すでに提案理由の説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。この際、質問者、発言者等、あらかじめお名前を申し上げます。――

衆議院議員伊能繁次郎君。

○衆院議員（伊能繁次郎君） 一般職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案に對する修正案につきまして、自由民主党提案者を代表いかなしまして私から御説明を申し上げます。

案文はすでにお手元にお配りしてあると存じますので、朗読を省略させていただきます。

修正案の趣旨を御説明申し上げますと、高等学校と中学校、小学校等義務制学校とを比較いたしまするに、その校長への登用率が高等学校において

は從來不利でありましたこと、また、高等学校、中学校、小学校等三本立給与体系におきまして、過ぐる昭和三十

二年度以降は高等学校教諭が義務制学校校長に対して優位にされておったのであります。が、その後の給与法の改

正におきまして、漸次その関係が狭まって参りまして、昭和三十六年度からはほぼ同等と相なつてしまつたこと

等の事情と勘案いたしましたして、今回、高等学校教諭の給与が客観情勢に見合い適正となりますよう教育職俸給表(二)の

二等級22号俸から35号俸までのものにつきましてさらに三カ月の昇給期間の短縮を行なうという改正案でございます。

す。何とぞ御審議の上、よろしく御賛成を賜わりたく存じます次第であります。

○委員長(村山道雄君) 衆議院議員藤

○衆議院議員(藤原節夫君) 一般職の職員との給与に關する法律等の一部を改

正する法律案と防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、衆議院において自由民主党、日本社会党

それから四人世帯になりますと、これはもうめちやくちやになりますですね。四人世帯といいますと、子供二人あるという家ですね。これは普通ですよ。三十才前後で子供が二人ある、あるいは三十五才前後で子供が二人あるということは普通だと思いますが、その場合この数字でいきますと、人事院のこの非常に低い生計費でいっても、五等のずっと上のほうにならないと、四等にならないと赤字になります。詳細に申し上げますとはなはだ煩雑になりますから申し上げませんが、ですから、何がゆえにこの俸給表と人事院がせっかく努力される生計費との關係を明確にされないのか。かつて二人世帯までは人事院としては俸給表と関連させておられたことがあった、十年くらい前……。その後はこの生計費との關係を打ち切られた。そしてこの生計費から俸給表がずっと下回るようになってから十年たっているのですね、今……。それで、これについて知らぬふりもできないだろうと思う。見て見

示しのありましたように、公務員法六十四条、公務員の給与を考えます基準というものが出ておるわけであります。生計費、民間賃金、人事院の考えるべき適正な事情、三本建て考えるところということになったわけです。ところで、これはまあ順序が、一番初めに生計費が書いてあるのでありますけれども、われわれといたしましては、これはやはりその順序にかかわらずに生計費に民間給与ということで考えるべきである、このように解釈いたしておるわけでございます。で、何と申しましても、この民間賃金、この特定のところの民間賃金というわけでない、人事院がやっておりますのは全数調査と同じような民間調査をやっておるわけでありますが、そういうところを平均して出て参ります民間賃金というのは、いろいろな要素が加わりましてそういう一つの賃金というものが出て参るといふようにわれわれ考えておるのでございます。したがいまし、この民間賃金というものをこれ

て、そしてバランスを十分考えるということをいたしておるのでございます。ところが、二人世帯、三人世帯ということになって参りますと、これはやはりその人々によりまして昇進の事情も違ひてありまして、いろいろな事情によりましてその人が何等級何号になつてゐるかということは一律になかなかこれは定めがたいという事情もございまして、二人世帯あるいは三人世帯、あるいは子供が一人ある、二人あるという事情に着目してのみ給与を構成するということとは非常に困難なことでございまして。しかし、お示しのうちに、やはり現在の給与が十分なものであるというふうにはわれわれ考えていない、これはできれば高いほうが持つてゐるんであります。しかしながら、それにはおのずから限度がございまして、何でもいい、高ければいいというわけに参らない。やはり民間とバランスをとるということが一つの大きな柱になつておるのでございます。そういうことを勘案いたしまして、これはで

とも十分考えながら今後研究を進めたい、このように思っております。

○鶴岡哲夫君　この民間給与との比較につきましては、後ほど官房長官を中心にして論議をいたしたいと思いますが、しかし、これは人事院も御承知のように、公務員の場合におきまして民間と非常に給与が違ふというのは中だるみになっているということが違ふという点じゃないですか。初任給のところはどうやら合うけれども、公務員の場合においては大体四十才までというのがずつとたるんでおる。四十四、五才からずつと俸給表はカーブして上がる。民間の場合はそうじゃなくて、初任給から四十五才までというのが立っており、四十五才過ぎると少し寝る、こういう形になっておるといふことは今日だれも否定できないわけです。人事院も否定できないし、だれしも否定できない。その証拠に今私ここにあるげたような形のものとして出てこざるを得ないわけです。

類似したような比較の仕方、だからそういふ結論として生計費と俸給表を結びつけられない、あるいは先ほど私が申し上げたことで見て見ぬふりをしなければならぬ、知っておって知らないふりをしなければならぬということになるのじゃないでしょうか。さつき滝本局長は生計費というのは給手の下ささえにするのだ、そしてもっぱら民間との比較によってなさるとおっしゃいましたけれども、下ささえになつていないのです、生計費は。さらにまたいろいろ扶養家族の問題もあつて判断もしにくいとおっしゃるが、しかし、大体結婚する年令はどの程度、一人子供ができるのはどの程度と、公務員のものはつきり出るわけです。それぐらいのところの数字は出ないはずはない。もう一ぺんその点について、こころをうんと上げるか、しかざれば、これは扶養手当を思い切つて、ふやすか、どういふ御検討をなさるのか、その点について伺いたいと思ふます。

それからもう一つ念のために何っておきますが、人事院ではこういうようなものを調査されたことがありませんか、実際こういう俸給袋を見て。俸給袋が約四百くらいありました。この俸給袋は二月のです。実際、一休超過勤務手当も入れて、暫定手当も入れて、宿日直手当も入れてどのくらい収入になっておるか、そしてそれは今の人事院のきわめて低い標準生計費とどう関係になっておるかという点等についての検討をなされたことがあつたのか、それも一つつけ加えて伺います。

○政府委員(滝本忠男君) ただいま御指摘になりましたように、公務員は四十四、五才を過ぎますと民間より高い、その前が、年令において四十五才以前が民間より低い、これはだれでも知つておるじゃないかというお示しがあつたと思いますが、われわれはそういう点につきましてもいろいろ調査、分析を進めておるのでございますが、たとえば公務員の中で比較的学歴の低い方々、そういう方々について申しますと、お示しのように、年令が増加して勤続が長くなりました場合、民間に比べて非常に高い数字が出ておるといふようなこともございます。これをいろいろな階層に分けて研究してみますと、いろいろな事情があるわけでございます。その中でただいま申し上げました一つのことをとってみても、従来そういう方が非常に低い賃金でこれらがある一定年令以上で多少賃金がふえておるといふ事情があつたとしても、そういう賃金を直ちに引き下げる、前のはりを上げるためにそういう方々の賃金を押えるという

こともなかなか事実問題としてはむずかしいのでございます。したがっていまして、全体的に見て工合のいいような方法はどうやらないかというふうなことをわれわれは絶えず研究しておるのでございますが、今おっしゃつたことに対しては反対のことをやろうというよりは全然ございせん。むしろ御指摘のような点は十分調査、研究いたしまして、実情に沿うようにこれを直していきなさいというふうに考えておるわけでございます。われわれのほうは公務員実態調査というものを毎年一回やります、そして四十七、八万の公務員がどういふ俸給表に、またどの等級に、またどの号俸にどういふ状態におるかというより詳細な調査もいたしておりまして、月給袋を直接当たつてみるというところまではやつておりませんけれども、実際に支払われます各種の手当等につきましても、どういふ状況で支払われておるといふ別途の資料を持ち合はれておりますので、総合的に勘案して公務員の方々はどうか給手の状況になっておるかというところは、事情を十分承知いたしておるつもりでございます。

○鶴岡哲夫君 ですから、こういう実態について、私が先ほど申し上げたような実態についてこれを見ぬふりをするわけにいきまします、実際問題として、その場合に、私が申し上げておるのは、思い切つて上げるのか、それとも扶養手当を思い切つてふやすか、いずれをとられるのか、あるいはそれとも総合して考えられるのか、はつきり伺いたいわけですが。

○政府委員(滝本忠男君) 人事院は例年給手の報告を年に一回やるわけでございます。そのときに必要がある場合には勧告をいたす。そのためには公務員の給手の実態も調査いたし、また、民間の給手の調査もいたしまして、両者を対照して考え、別途生計費の問題も研究いたしまして、必要がある場合には勧告をいたすというところでございます。したがって、今おっしゃつたようなことにつきましては、今後の調査に待ち、今後の研究に待つて判断をいたすことに相ならうというふうに思ふのでございまして、これも、これはやはり全体の民間の給手と公務員の給手との関係の間におきましてどういふふうにやつたら少しでもこの問題が前進するかというよりなことを考えなければならぬ。したがって、今おっしゃつたことは、全部われわれ今後研究を進めますときに十分考慮をいたさなければならぬと存じております。

○鶴岡哲夫君 総裁に伺いますけれども、今私が種々御質問いたしたわけでも、今私が種々御質問いたしたわけでも、給手局長から御答弁をいただいたわけでも、それはどういふような解決をなさるか、私としては、総裁はできるだけ解決したいという考えを持っておられるのかどうか、それいかんによりましては、扶養手当のほうをもう一席やらなければと私は思つております。これはとも四等級、五等級、六等級、七等級という、子供の教育に一番必要な時期ですね、このところがどういふふうになつておるのか、これはどうもおかしな話だと思ふのですがね。ですから、はつきりどういふふうになさるか伺いたいわけですが、これはここを上げるということになりましたと、相当金が要りますよ。だから、私は上げる努力も必要で

ありましよう、同時に、扶養手当の問題もいつお考えになつたらどうですかという主張をいたしておるので、す。どういふのか、総裁の御意見を承つておきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) われわれが給手を考えますに於いての根本的な、また従来の態度は、今局長が申し述べたとおりであらうと思ひます。また、その考え方は根本的に必ずしも間違つておるとは思ひません。したがつて、それから態度をおのずから基本に今後持つていかなければならぬんじゃないかという気持は持つておりますけれども、しかし、ただいままたお言葉にあらましますように、月給袋を出して、これはどうだ、あれはどうだと言われれば、またそれに対しては胸を打たれるものもある。これは率直なところでも、それだけの純情さは持つてゐるつもりであります。そういう純情さは持ちながら、ただいま申しましたようなあらゆる観点から、局長が申しましたような観点から、できるだけ適切な方向に持つていきたい。きわめて大ざっぱな答えになりますけれども、今日の段階においてはそういう気持を申し上げておくということで御了承願ひたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 私は念のために申し上げておきますが、この扶養手当につきまして一昨年の、ちょうど三十六年の二月、今ごろに扶養手当の問題について議論をいたしまして、その点について人事院としては検討したいというところで調査をなさつた。民間の扶養手当の調査をしたところが、今の公務員の妻それから一千六百円、その他四百円、この程度でよろしいという結論が出たというふうな説明になり、また、そういう取り扱ひをされたわけですが。しかし私は、これは非常に問題があると思ひますのは、第一点は、調査のやり方を見てみますと、扶養手当を出しているところは確かに制度として設けるだけの扶養手当を出してあります。扶養手当を出しているところの内容を見ますと、国家公務員と同じように配偶者、長子というふうに分けて出しているところと、それからその他というふうに分けて出しているところと二つに分けてあります。公務員と同じに取り扱つてゐるところは相当多いわけですが。圧倒的に公務員と同じような出し方をしている。そういう点を勘案すれば、この扶養手当というものはもつと引き上げてしかるべきだということに思ひますので、御承知のとおり、昭和二十三年十一月に人事院がこの扶養手当について千二百五十円にすべきだという勧告をした。ところが、政府はこれに對して六百元、四百円という法案を出した。これが二十三年の十二月、それ以来この六百元、四百円ですつとあるわけですが。ですから十五年ほど六百元、四百円であつたわけですが。もちろん扶養手当というものは、言ひまでもなく給手でありまして、子供の生計費を全部見るなんというところは考えていない。やはり生計費の困つてゐるところを一部補充するといふような意味で、扶養手当の性格についても論議したいと思ひますけれども、私は、扶養手当の性格論からいつても、この際ふやしてしかるべきだといふふうに思ひます。性格論を取り出して言つてもいいのです。どうもあいまいですね。こ

の問題について考えるのか考えないのか。さらに扶養手当、その他の諸手当について、こういう扶養手当、宿日直手当とかいうものについてまで民間との対比において考えなければならぬのですか、五十人以上の民間との関係で考えなければならぬのですか。そういうような規定はどこにあるのですか。かつて人事院が千二百五十円の勧告をされたときには、民間との関連で勧告しておられるのかどうか、何か最近のことと民間との関係について、あらゆる手当てで民間との関係をお考えになるようにけれども、とにかくこの問題については長年言われてきたことだし、実際に子供を持っている五等級、六等級、七等級というところについて、非常に不満があるわけです。何とかこれを解決してもらいたいという私は気持ちです。また、公務員の人たちの気持ちだと思いますが、俸給体系について、今申し上げた四等、五等、六等、七等というところを思い切って上げるのか、それとも扶養手当で考えるのか、両方考えるのか、その点を總裁にもう一ぺん伺いたい。

○政府委員(佐藤達夫君) ただいま御指摘になりましたが、前の勧告のことはよく存じませんが、たしかこれは司令部のおりましたところの、あるいは変則的な時期ではなかったかという気もいたしますが、ともあれ、この給与の問題につきましては、非常に手近な、安易なという御批判もあるかと思ひますけれども、実は民間給与に比べるのが一番説得力においても強いだろうというよりなこと、それから先ほど局長が申しました六十四条のお話につきましては、民間の給与の中では生計費等もある

らゆる要素が織り込まれているという性質も持つておりますので、これをめどとすることは、必ずしも誤りではないと一応考えております。したがって、おそろくこの扶養手当の関係においても、民間とのにらみ合いを常に心がけてきていると申し上げてよろしいと思ひます。

それから扶養手当の本質論と申しますか、それにお触れになるといふようなこと、これは実は私も聞かしていただきたいと思つておりますのは、扶養手当という性質のものがほかの手当てと少し違つて、いわば生活給的な色彩が非常に濃厚ではないかというふうな面から、最近の給与制度の動向といふか、趨勢と申しますか、そういう点から見て、これをどういふふうに見るべきであらうかという点は、多少至らぬせひもありませんが、疑問を持つていらっしゃるようなこともついでに申し上げまして、いろいろお教えを受けたいた実は思つてゐるわけでありませう。

○政府委員(佐藤達夫君) ただいま御指摘になりましたが、前の勧告のことはよく存じませんが、たしかこれは司令部のおりましたところの、あるいは変則的な時期ではなかったかという気もいたしますが、ともあれ、この給与の問題につきましては、非常に手近な、安易なという御批判もあるかと思ひますけれども、実は民間給与に比べるのが一番説得力においても強いだろうというよりなこと、それから先ほど局長が申しました六十四条のお話につきましては、民間の給与の中では生計費等もある

○政府委員(佐藤達夫君) 言葉が足りませんでしたから、そこまでは申し上げませんで疑問を投げかけて御答弁を終わつたような形になりましたけれども、もちろん前向きな考え方です。いろいろものも十分検討して参りたい、これは申すまでもないことであります。

○鶴岡哲夫君 それから次に、これは少し前後になりまして、さういふのでありますが、今回政府として、東大を初めとして旧七帝大の学長を、十一万から十二万程度のものを十六万から十八万に引き上げる。それに関連をして、政府としては調査連絡会議のごときを設けまして、特別職の給与についても検討するといふようなことになつておるやうであります。もちろん私自身も、大学の学長が十六万、十八万になるのはたいへん賛成であります。それに伴つていふゆる教授その他が引き上がったいくというところ、非常にけつこくな話といふふうにも思ひますが、しかし、現実問題として公

作の前に、それらの問題についての一応の検討がなされなかならぬと思ひのであります。したがって、当然今日あるいは近い機会においてこれらの問題が取り上がつてくるんじゃないかという心配をしておるわけですが、また、そういう考えを持つわけですが、どういふようにお考えになつておるのか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 七大学の学長を認証官とする、これはただいまもお話がありました。私も一つのお話がありましたが、私どもも一つのお話がありまして、今度はお認めの官にする以上は、今度はお認めの官のバランスを考へて適当な俸給をきめて、これも積極的になつておられるとして反

て、これはいずれも三等に上がらなにかぬわけですが、三等になかなか上がれない。なかなか上がなくて、きわめて上がれない。そしてこの六号から十号に圧倒的に集中しております。それから五等級ですが、この場合には実に四万という人たちがこの俸給表にあふれんばかりにあるわけですよ。しかも、それがいずれも高いところにあるに存在しているんです。六等についても同じ。で、この四等、五等、六等の在籍人員、並びにその号俸の存在といふものを見ますと、どうやらこの四等、五等、六等といふもの、これを盛つた俸給表といふのは、すでに使用にたえなくなつてゐるのじゃないかという気がするわけですよ。これだけ圧倒的にここに集中的に存在して高い号俸のところへ集中的に存在してない。だから、五等の人は四等以上に上がい、四等の人は三等以上に上がいといふやうな、大きな不満があるわけですね。しかし、上がらない以上、俸給は思ひやうに上がらないのです。ですから、これは公務員全体の全くな

○鶴岡哲夫君 どうも總裁はつきりしないのです。扶養手当の本質論については、海本給与局長と、それから大蔵省のその当時の給与課長の岸本さんの二人の共著の公務員給与体系詳説に詳しく書いてあります。それから見ますと、上げなければいけません。ですから、これは繰り返して申し上げます。でも、どうも總裁のお考えははつきりしないのです。ですから受け取り方として、これらの諸問題について何らかの努力をしたいといふことで受け取つて私としてはこの問題については質問を終わりたいと思ひますが、さういふことでよろしうござりますか。

○鶴岡哲夫君 そこでもう少し具体的に伺いたいですけれども、公務員の給与の全体の基準になつております行政職俸給表の(一)ですね。これにつきましては、四等、五等、六等といふところの在籍人員ですね。四等、五等、六等にどれだけの人間が今日在籍しているのか。しかもそれがどういふところの号俸に在籍しているかといふことです。ね。それを見ますと、これは四等の場合で言いますと、約三万一千名の者がここにひしめております。そして、これはいずれも三等に上がらな

いかなぬわけですが、三等になかなか上がれない。なかなか上がなくて、きわめて上がれない。そしてこの六号から十号に圧倒的に集中しております。それから五等級ですが、この場合には実に四万という人たちがこの俸給表にあふれんばかりにあるわけですよ。しかも、それがいずれも高いところにあるに存在しているんです。六等についても同じ。で、この四等、五等、六等の在籍人員、並びにその号俸の存在といふものを見ますと、どうやらこの四等、五等、六等といふもの、これを盛つた俸給表といふのは、すでに使用にたえなくなつてゐるのじゃないかという気がするわけですよ。これだけ圧倒的にここに集中的に存在して高い号俸のところへ集中的に存在してない。だから、五等の人は四等以上に上がい、四等の人は三等以上に上がいといふやうな、大きな不満があるわけですね。しかし、上がらない以上、俸給は思ひやうに上がらないのです。ですから、これは公務員全体の全くな

です。ですから、そういう段階になつてくるといつもくる。それは前に、御存じのように、一般職行政俸給表が十五級に分かれておつた、それを、先ほど申し上げたような形で、あふれんばかりに、はち切れんばかりになつてしまふといふと、上に上げるわけにいかないから、三十一年の勧告でこれを八等級にぐくつて、そして尾っぽを非常に長くして、上がり得ないようにしちゃつた。で、今回も、どうやら俸給表を見ると、そういう時期にきておるやうな気がする。そこへ、先ほど総裁もおっしゃる通りに、大学の学長はあつて、行政職俸給表の(一)の次官なり、あるいは外局長官なり、あるいは二等級の局長級も相当なきやなりです。それに、五等級、六等級を上げられるかといふと、これはできません。なかなかさうはできません。さうなるといふと、何かさういふくつたやうな俸給表といふものをまたここで考へておけば、あふれんばかりに、はち切れんばかりになつて、それをほつておけば爆発しそふんだけれども、それを今押えておる。それをまた今の八等級を五等級ぐらゐに圧縮して、尾っぽを長くして、上がらぬやうに押えるといふ体系を考へられるのじやないか。で、私は今さういふやうなことが外からも、内からも迫つておるのじやないかといふ気がするわけですが、外は今申し上げました外ではないので、すけれども、外では、政府が考へてゐる特色なり、あるいは大学学長等の問題に関連して、もう一つは、この俸給表自体の中から、四等、五等、

六等あたりのこのあふれんばかりになり下がつてゐるこの俸給表から言つて、また、人事院はさういふくせがある。本能的にさういふくせがある。さういふ内的な要因も加つて体系をまたこの今度の勧告で考へておるのじやないかといふ気が私はしてゐるわけなんです。さういふ点について伺いたいと思ひます。

○政府委員(滝本忠男君) ただいまお示しになりました行(一)、行政職俸給表(一)の五等級、六等級、七等級に在職人員が非常に多い。それから、その各等級の相当上位の号俸にしかその人数がなまつておるといふのは、お示しのとおりでございます。で、この公務員の給与の立て方といたしましては、これはまあ公務員法の精神にのっとりまして、やはり職務と責任の段階に応じた間に俸給の額といふものが定められなければならぬといふことになつておるのでございまして、これはまあ原則的にさういふものでなくてはならぬといふやうにわれわれは思つております。

ところで、一方、現在の公務員の俸給別人員分布と申しますか、あるいは別な面から見て、年令別人員分布といつてもいいかと思ひますが、これはやはり現在のわが国の生産年令人口と申しますか、労働人口と申しますか、さういふものの年令別人員構成と大体よく似た形をしてゐるのであります。これはやはり日本の労働の面におきまして、こゝろの形勢は避けようとしても避けられない一つの現実があるわけなんです。それが多少強調された形で公務員の場合にはあるといふ

ことはお示しのとおりであらうと思ひます。で、われわれは、職務と責任の段階において俸給表を作つておるのでありますけれども、現に公務の移動といふものはあまり多くございせん。長らく在職されておる職員は、これはやはり公務に相当熟達されておるといふこともございせん。一方、十年前の状況と現在とを比べてみますと、定員関係ではあまりふえておらず、といふよりもほとんど現状維持の状況であるのにもかかわらず、業務の実態といふのは非常にふえておる。これは、たとえば病院におけるベッド数をとつてみても、あるいは陸運事務所における車両の検査の状況といふやうなものをとつてみまして、いろいろな資料でさういふことはわかるのであります。さういふうちに、十年前に比べて現在の公務の実態といふのは非常に仕事の幅がふえておる。それだけ各人の担当いたします業務内容といふものはふえておる。質、量ともにふえておるといふ状況でございまして、一方で熟達しておるといふ状況もあつて、さういふことをいろいろ勘案いたしてみますと、上位の等級に相当する職務をおやりになつておる方が非常にふえておるのでありますから、さういふ事情に適應いたしまして、漸次上位の等級の人数をふやす。これは職務と責任の観点に立つてやることでありますけれども、現実には実際おられる方々の分布状況にも応ずる結果に相ならうと思ひるのであります。さういふことをやつて参つておるのであります。したがいまし、今後におきましても大体同様の考へ方をやつていかざるを得ないので

なからうかと思ひますけれども、根本的に現在の等級制度をやり直しをするといふやうなことは、現在の状況においてなかなか考へ得られないところのように伺つております。

まあ七大学の学長の認証官問題に伴ひまして、先ほど総裁からもお答えがあらうなうに、一部これとのバランス状態、手直しが必要であるといふ実態はございまして。しかし、そののみをもちつてこの現在の一般職の俸給表をやるかやらないかといふことは、これもまたことにできないことであらうかと思ひます。まあわれわれも、これにしましては、今後民間の状況等も十分検討をいたしまして、これはいづれ、先ほど申しましたように、公務員実態調査、民間給与実態調査といふものをやりまして、その結果を分析検討いたすのであります。さういふ中から、必要があればこの問題を俸給表の形を要するといふやうなことも場合に、よつたら考へるかも知れませんが、現在の状況下におきまして直ちにこの俸給表自体を要するといふやうなことは思つておりません。しかし、先ほどからも申し上げておるやうに、やはり現在さう思つておつても、これは必要があるかも知れぬ。これは十分検討いたしたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 これは三十二年の各等級による在籍人員と、それから五年たつた今日、三十七年の各等級別の在籍人員とを見てみましても、私が先ほど申し上げたやうに、たいへんなところにておるわけなんです。ですから、これを処理されるということになると、どうも人事院の従来の経緯からい

と、十五等級を八等級にぐくつたやうに、さういふやうな俸給表を考へられるのじやないかと、それは困りますと、そんなことをして上に上げるのを押えようといふやり方は、これはやつてはなりません、さういふことを私は申し上げておるわけなんです。しかし、いすれにしても、総裁もお話のやうに、あるいは滝本給与局長もお話のやうに、学長を初めとする特別職その他の給与は上がつていくという場合に、当然行政職の俸給表の(一)でいえば、一等級あるいは二等級といふところを考へなければならぬ。また、さういふやうにおつちやつておる。その場合には、一等、二等、三等、四等、五等とはつながつておる、密接に繋がつておるわけですが、これは切らざるを得ない、大きな断層をつけないければならぬ、さういふことを考へなければならぬ。今このところ考へてないけれども、あるいはその場合には、考へなければならぬかも知れないといふやうな話なんです。これは総裁といふやうに考へておられるか、伺ひたいのです。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほどお答えしたところでおそらく尽きておるやうに私思ひます。で、今の学長の問題から関連しての検討といふものは必要であらう、その検討の結果がどこまで及んでいくかといふことは今こゝでは申し上げる段階にはなつておりません。さういふ面を含めてこれから検討したいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 いや、そこまでは私もわからぬです。ですから一体どう

線を引いたらいいのか。逆に申しますれば、たとえば交換をしない特命全権公使のごときは、これはもう認証官の必要ないのじゃないかというものもございますし、いろいろ検討すべき問題が多いように思われますので、閣議で御決定を願う認証の基準、任免、それから認証方式、こういったものにつきましてひとつ連絡をして調査をしてみたい、この調査をやりますと、その過

○鶴岡哲夫君　私は、総裁としては、十六万、十八万論については、これは次の勧告まで待てと言うべきだと思う。当然そうでしょう。今まで組合員である公務員に何と言ってきたか。一般職ですよ。しかも、これをこれだけ上げれば、総裁がおっしゃるように、その

他の学長も上げにやいくまい、あるい

は教授も上げにやいくまい、そういう見解を発表しておられた。それは完全に政府に勧告権を引きずられておる。そういうおかしなことをやられては、私はいかぬと思う。政府の中にも、こ

これは官房長官に伺いたいのですが、どうも一般職との関連、あるいは人事院の非常に奇妙きつな——私は奇妙きつなと思うのですが、官民比較との関係で公務員の給与をきめる、そ

ういふ關係では、一般職の給与なり特別職の給与が思うように上がらない、こゝういふ考え方が政府の中に非常に強いんじゃないかと思う。これは現に各省の次官なり局長あたりにあつてもそ

のとおり。公団や事業団にいけば、一挙に俸給も三十万円になる。退職金は五年勤めれば一千万円になる。だから、次官なり、局長なり、一等、二等という給手が上がらないのは、これは人事

院がああいうような官民比較によつてやつてゐるから上がらない、これと切り離す必要があるという考え方が強いということも承知している。ですから、私に言わせますと、政府は、人事

院が扱っているあの給与勧告のやり方では、一般職なり大学の学長というのは、給与が上がるぬというお感じを明確に持つておられるように思う。そのことは、公務員の組合が同じようなこ

と言いかうと、人事院のあの勧告要旨では、あの奇妙な官民比較では、公務員の賃金は上がらぬといふことを主張してきておる。それと軌を同じくするものじゃありませんか。あるいは公務員の主張を政府自身が裏づけておるものじゃないかと私は思う。私は、官房長官が、特別職の基準の問題、あるいは大学学長の十六万を十八万に引き上げることにしては、私は賛成ですが、しかし、やり方について検討したいと思うのです。こういうことをやつたのじゃ、締まりがつかせません。すよ。今までの勧告からいって、労働大臣もここにいらつしやいます。公務員制度担当大臣も始終言つておられる勧告を待て、勧告を待て、一般職の勧告を待て、勧告が大前提になつておる。どういふ場合といへども、これは十年の歴史です。それは認証官といふことで、認証官に私は反対しません。ここで認証官の問題を言つておるのじゃないのです。給与を十六万から十八万に引き上げるというよりなことを平気でやられるといふことは、これは従来の公務員と人事院の関係からいひましても、根本的に間違ひだ。すみやかにその点、検討してもらいたいと思う。人事院も非常に性根を据えてもらいたいと思う。そんなことをされたのではかなわぬ。その点をひとつ検討されるかどうか、伺いたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 言葉数を多く申し上げる必要はございませんが、このような行き方といふことは、人事院として望ましいか——これは決して私は望ましい行き方であるとは考えておりません。

○鶴岡哲夫君 官房長官、どうですか。

○政府委員(黒金泰美君) 今お話しありましたように、去年の八月のときには予想されてない認証官に改正するといふような問題が起りましたけれども、認証官のいろいろな給与その他にもらひ合はせまして、こちらから御照会申し上げて、まあやむを得ないで、今度の法案を提出した次第であります。今後のやり方につきましては、御趣旨もございますから、よく考えてみたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 私は、この問題は非常に重要な問題ですから、こんなことをやられたのでは、これは今までの公務員の不満をそと政府が裏づけておるのです。けつこうですよ、これです。やられるなら、勧告を待たないで処理される、それができる。政府もできるし人事院もできる、りっぱにできるというよりなことになる。ついたらどうなりますか、今までの給与の考え方からいって、それでやられるなら、けつこうですよ、それで。ですからこの点については、私は給与については少なくとも次の勧告まで待てと人事院は主張すべきだと思ふ。一般職なんです。それから、それを総裁ともあろう者がいいかげんに答弁されるというのはいかげにすべしといふか、私は、ですからこの問題については再度ひとつ検討してもらいたい。そういうことにならないようにひとつ政府はしていただきたい

と思ふのです。これでよければ私はこれでもよいと思ふのです。そのかわりこれから勧告が出ていないから公務員の給与どうだこうだといふことは一切言わない。そんなことを言つてもらつては困る、今後のことで。一切言わない。今まで公務員の組合をいつても、勧告を尊重して、勧告が出ないからと勧告を待て、勧告が出ないから、といひ、全部突つておるでせう。十年の歴史ですよ、最も焦点になつてゐる問題です。それをこんな安易な考え方でやられたのじゃわれわれは承知できない。やるならやるでけつこう。そのかわり公務員の給与について勧告がどうのこうのといふことは一切言つてもらつては困る。そういう前提において、明日お二方の答弁をいただきたいと私は思ひます。よろしゅうございませぬ。いいですか、委員長。

○政府委員(黒金泰美君) じゃあした答弁いたします。

○鶴岡哲夫君 総裁はどうですか。そんなにいいかげんなことをされちゃかなわんのです。

○政府委員(佐藤達夫君) はなはだ好ましくない方向だと、行き方だと思ひます。

○鶴岡哲夫君 次に、もう一つお聞きいたしますが、これは特別職——こういふようなことになりましたと、ここですぐ起つてくる問題は、裁判官をどうする、検察官はどうする、という意見が出てくると思ひます、給与の問題についてですね。大学の学長の問題、それに関連して 国立大学の学長の問

題、さらに助教の問題を論議されようとしてゐるのですから、したがつて、裁判官等については最高裁でできる、検察官についてはこれも検察官でできる、おれのはうでやると言つたらどうするのです。従来公務員全体の、特別職にかかる公務員全体の給与といふのは人事院が官民比較をする、そして一般職についての勧告をする。それと期を同じくしてあるいは時期も同じくして、それと均衡を失しない範囲でそれぞれ裁判官なりあるいは検察官なり、防衛庁職員の給与、特別職の給与、こういうものが論議されてきまつてきておる。それを今回は完全に否定される。それで今度は裁判官が出てきたらどうする、検察官が出てきたらどうする、そうならないかどうか。私は政府としてともなう問題の処理はできないだらうと思ひます。これは公務員の給与全体についての根本的な考え方というものを今回の十六万、十七万というやつはくすすものです。上げることはけつこうだと言ひます。ただ、手続が従来の慣例ではなくて、公務員の精神からいって根本的にはずれておる。そういうようなことをやられると、今度は特別職の裁判官とか自衛隊とか、そういうものまで出てくる。そして一般職の公務員だけは、一般職といふのか、各省庁の公務員だけは何か人事院のやつに縛られてしまつて、どうにもならぬ、こういうようなことも心配するわけですが、そういう御心配はありませぬか、これはひとつ官房長官に承りたい。

○政府委員(黒金泰美君) 御承知と思ひますが、裁判官、検察官、こういう方面は今臨時司法制度調査会がございまして、処遇の問題等も含めまして、検討いたしております。

○鶴岡哲夫君 いや、だから、私のそれはまだ官房長官よくのみ込んでいらつしやらないように思ひます。公務員全体の給与といふのは、今までの考え方といふのは、人事院があれだけの機関をもつて、そして官民比較をして一般職の給与についての考え方を出す、それと歩調を合わせて、それと不均衡にならない範囲内で裁判官なり検察官なり防衛庁の職員なり、特別職の給与がきまつておつた。ところが、今回はこういうふうになつておつた。今おつしやいましたように、裁判官の報酬については何か裁判官の審議会みたいなもので論議をするといふことになつてきますよ、これは検察官でもそうなりますよ、そうなるってゐるんです、実際、おかしいのです。これは、話にならぬです。一体政府に対して人事院は公務員の給与の考え方についてよく教育をしてもらいたいです、いいけないです、そういうことで。公務員制度担当大臣もこういう点をはつきりさせなければいけないですよ、あなた、こういう点では責任者ですよ、政府の中でそんないいかげんなことをやられてはかなわぬです。きょうはこれで一応質問を終わります。

○山本伊三郎君 大蔵当局、まあ大臣おらぬですが、給与課長おられますから、もう私はこの問題は予算委員会尋ねませんから、ここでちょっと聞いておきたいんですが、大蔵当局は財政上の問題で、この問題について相談を受けられた——あなたわからなければ、帰られて大蔵大臣に尋ねて、あした答弁してもらってもいいし、大蔵大臣にわざわざ来てもらって……あした大蔵大臣来るんですか——それじゃ、わかつておるなら、相談を受けた大蔵省当局の考え方をちょっと最後に、これを一つだけお尋ねします。

○政府委員(平井建郎君) 七大学の学長認証官の問題については、予算編成当時議論になりました、最終的に予算編成閣議において認証官にするという考え方をおきめになったというふうに伺っております。その際におきまして一応認証官と評価されることによつて給与等についても相当の処遇をすべきであるという議論がございまして、それに必要な予算措置は講じてございます。

○山本伊三郎君 僕が尋ねておる点とちよつと的をはずれておるんですが、さつき鶴岡委員の質疑の中で明らかになつておるように、認証官自身の問題についてよりも、他に波及する問題にわれわれ重点をおいて考えておるんですが、したがつて、認証官を二万円上げたつて、三万円上げたつて財政上にはさう影響はないのだが、将来、こ

いうことをすると、他の一般職のほうにも特別職のほうにも大きな影響があるが、そこまで大蔵当局として考えておるのかどうかということをおきまうと伺いたいのです。

○政府委員(平井建郎君) あつては私もから答弁申し上げるのは当を得てないかもしれないんですが、一応当時の考え方といたしまして、給与をどの程度にするかという問題については、予算編成当時においては最終的にはきめておりません。したがつて、この点につきましては内閣なり、あるいは内閣は人事院と御協議をいただいて御決定をいただくという考え方でございまして、ただその場合におきまして所要の措置がとれるように、一応財源上の措置を見た、こういう考え方でございます。

○政府委員(村山道雄君) 他に御質疑はありませんか。——他に御発言がなければ、三案の質疑は、本日は、この程度にとどめます。
本日は、これにて散会いたします。
午後五時二十分散会

二月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業省設置法案(衆)

中小企業省設置法案
中小企業省設置法

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 本省

第一節 内部部局(第五条—第十一條)

第二節 地方支分部局(第十二條—第十五條)

第三章 外局(第十六條—第十七條)

第四章 職員(第十八條—第十九條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、中小企業省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基づいて、中小企業省を設置する。

2 中小企業省の長は、中小企業大臣とする。

(中小企業省の任務)

第三条 中小企業省は、次に掲げる国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一 中小企業者(中小企業基本法(昭和三十一年法律第 号)第九条第一項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)の事業の

育成及び発展を図るための基本となる方策の樹立に関する事務

二 中小企業者の事業の産業別及び業種別の振興に関する事務

三 中小企業者の組織に関する事務

四 中小企業者の事業経営の近代化に関する事務

五 前各号に掲げるもののほか、中小企業者の事業の助成及び振興に関する事務

(中小企業省の権限)

第四条 中小企業省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。

ただし、その権限の行使は、法律(これに基づく命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員の任免及び賞罰を行な

い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のために必要な施設を設置し、及び管理すること。

八 職員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行ない、法令の定めるところに従い、必要な措置をすること。

十一 所掌事務の周知宣伝を行なうこと。

十二 中小企業省の公印を制定すること。

十三 所掌事務に係る公益法人その他の団体につき、許可若しくは認可を与え、又はその許可若しくは認可を取り消すこと。

十四 所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を行なうこと。

十五 中小企業者の事業の育成及び発展を図るための基本となる方策を企画立案すること。

十六 中小企業者の事業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての情報を収集し、分析し、及び提供すること。

十七 中小企業者に対する金融制度、税制その他中小企業者に関

係がある経済問題に関し調査研究すること。

十八 中小企業者の事業の産業別及び業種別の振興に関すること。

十九 中小企業者に対する資金の融通をまつせんすること。

二十 中小企業者及びその従業員並びに中小企業等協同組合及び中小企業団体中央会の職員の福利厚生に関すること。

二十一 中小企業者が海外において行なう経済協力その他の事業活動についての指導及び助成を行なうこと。

二十二 中小企業者の事業分野の確保に関すること。

二十三 中小企業者に対する官公需の確保に関すること。

二十四 中小企業信用保険に関すること。

二十五 中小企業振興資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の施行に関すること。

二十六 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）による中小企業退職金共済事業に関すること。

二十七 商工会の組織等に関する法律（昭和三十五年法律第八十九号）の施行に関すること。

二十八 商工組合中央金庫に関すること。

二十九 国民金融公庫に関すること。

三十 中小企業金融公庫に関すること。

三十一 中小企業信用保険公庫に関すること。

三十二 信用保証協会に関すること。

三十三 中小企業者の組織化についての指導及び助成を行なうこと。

三十四 中小企業者の組織活動の指導者の養成及びこれに対する助成を行なうこと。

三十五 中小企業等協同組合及び中小企業団体中央会の職員の指導訓練に関すること。

三十六 中小企業組織法（昭和三十一年法律第 号）の施行に関すること。

三十七 中小企業者の事業の経営状況の調査及び診断並びにこれらに基づく必要な勧告をすること。

三十八 中小企業者の事業に有益な技術及び経営方法の奨励及び指導を行なうこと。

三十九 中小企業者の事業の設備の近代化のための助成を行なうこと。

四十 中小企業者の工場等の集団化のための助成を行なうこと。

四十一 中小企業者の生産に係る製品又はその製法等の展示会を開くこと。

四十二 中小企業センターの設置の奨励及びその助成を行なうこと。

四十三 中小企業者の科学技術の向上に寄与する試験研究機関に對し、助成を行ない、及び協力を求めること。

四十四 中小企業者の生産に係る特産品の向上発展のための指導及び助成を行なうこと。

四十五 中小企業者の生産に係る商品の輸出の奨励及び指導を行なうこと。

四十六 中小企業者が生産した商品の輸出の増大を図るための海外市場調査、市場開拓及び普及宣伝の指導及び助成を行なうこと。

四十七 製造業者又は卸売業者と小売業を行なう中小企業者との間の事業分野の調整に関すること。

四十八 小売業を行なう中小企業者相互間の競争の調整に関すること。

四十九 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の施行に関すること。

五十 中小企業者と大規模の事業者等との間に生じた紛争につき、あつせんし、調停し、又は裁定すること。

五十一 前各号に掲げるもののほか、法律（これに基づく命令を含む）に基づき中小企業省に属させられた権限

2 中小企業省は、中小企業者の事業に關係がある事項に關し、關係行政機關に對し報告又は資料の提出その他必要な協力を求め、かつ、關係行政機關に對し意見を述べる事ができる。

第二章 本省

第一節 内部部局

第五條 本省に、大臣官房及び次の四局を置く。

振興局

組合局
経営指導局
商業局

2 大臣官房に、調査統計部を置く。

第六條 大臣官房に、官房長を置く。

2 官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。

第七條 大臣官房においては、中小企業省の所掌事務に關し、次の事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

三 大臣の官印及び省印を管掌すること。

四 公文書類を接受し、發送し、編集し、及び保存すること。

五 經費及び収入の予算、決算及び會計並びに會計の監査に關すること。

六 行政財産及び物品を管理すること。

七 職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。

八 広報に關すること。

九 行政の審査を行なうこと。

十 法令案の審査その他総合調整及び企画に關すること。

十一 調査一般に關すること。

十二 図書及び資料の収集、保管、編集及び刊行を行なうこと（第十三号に掲げるものを除く）。

十三 中小企業者の事業に關する統計につき、企画、普及、資料の収集、保管、製表、解析及び編集を行なうこと。

十四 所掌事務に係る賠償及び国際協力に關すること。

十五 中小企業者の事業に關係がある事項に關し他の行政機關に協力を求め、及び意見を述べること。

十六 中小企業審議會の庶務に關すること。

十七 前各号に掲げるもののほか、中小企業省の所掌事務で他局及び他の機關の所掌に屬しない事務に關すること。

2 調査統計部においては、前項第十三号に掲げる事務をつかさどる。

（振興局の事務）

第八條 振興局においては、次の事務（商業局の所掌に屬するものを除く）をつかさどる。

一 中小企業者の事業の育成及び発展を図るための基本となる方策の企画立案に關すること。

二 中小企業者の事業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての情報を収集し、分析し、及び提供すること。

三 中小企業者に対する金融制度及び税制に關し調査研究すること。

四 中小企業者に關係がある経済問題に關し調査研究すること。

五 中小企業者の事業の産業別及び業種別の振興に關すること。

- 六 中小企業者に対する資金の融通をあつせんすること。
- 七 中小企業者及びその従業員並びに中小企業等協同組合及び中小企業団体中央会の職員の福利厚生に関すること。
- 八 中小企業者が海外において行なう経済協力その他の事業活動についての指導及び助成に関すること。
- 九 中小企業者の事業分野の確保に関すること。
- 十 中小企業者に対する官公需の確保に関すること。
- 十一 中小企業信用保険に関すること。
- 十二 中小企業振興資金等助成法の施行に関すること。
- 十三 中小企業退職金共済法による中小企業退職金共済事業に関すること。
- 十四 商工会の組織等に関する法律の施行に関すること。
- 十五 商工組合中央金庫に関すること。
- 十六 国民金融公庫に関すること。
- 十七 中小企業金融公庫に関すること。
- 十八 中小企業信用保険公庫に関すること。
- 十九 信用保証協会に関すること。

- 二 中小企業者の組織活動の指導者の養成及びこれに対する助成に関すること。
 - 三 中小企業等協同組合及び中小企業団体中央会の職員の指導訓練に関すること。
 - 四 中小企業組織法の規定による中小企業等協同組合の設立の認可に関すること。
 - 五 中小企業組織法の規定による中小企業団体中央会の設立の認可に関すること。
 - 六 中小企業組織法の規定による調整規程及び団体協約の認可に関すること。
 - 七 中小企業組織法の規定による事業活動の規制に関する命令等に関すること。
 - 八 第四号から前号までに掲げるもののほか、中小企業組織法の施行に関すること。
- (経営指導局の事務)
- 第十條 経営指導局においては、次の事務(商業局の所掌に属するものを除く)をつかさどる。
 - 一 中小企業者の事業の経営状況の調査及び診断並びにこれらに基づく必要を勧告に関すること。
 - 二 中小企業者の事業に有益な技術の奨励及び指導に関すること。
 - 三 中小企業者の事業に有益な経営方法の奨励及び指導に関すること。
 - 四 中小企業者の事業の設備の近代化のための助成に関すること。

- 五 中小企業者の工場等の集団化のための助成に関すること。
 - 六 中小企業者の生産に係る製品又はその製法等の展示紹介に関すること。
 - 七 中小企業センターの設置の奨励及びその助成に関すること。
 - 八 中小企業者の事業に有益な技術の向上発展のための試験研究に関すること。
 - 九 中小企業者の生産に係る特産品の向上発展のための指導及び助成に関すること。
- (商業局の事務)
- 第十一條 商業局においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 中小企業者の行なり商業及びサービス業の育成及び発展を図るための基本となる方策の企画立案に関すること。
 - 二 中小企業者の行なり商業及びサービス業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての情報を収集し、分析し、及び提供すること。
 - 三 中小企業者の行なり商業及びサービス業に係る経済問題に関する調査研究すること。
 - 四 商業及びサービス業を行なう中小企業者に対する資金の融通をあつせんすること。
 - 五 中小企業者の行なり商業及びサービス業の事業の経営状況の調査及び診断並びにこれらに基づく必要を勧告に関すること。
 - 六 中小企業者の行なり商業及びサービス業の事業に有益な経営方法及び技術の奨励及び指導に関すること。

- 七 中小企業者の行なり商業及びサービス業の設備の近代化のための助成に関すること。
- 八 中小企業者の生産に係る商品の輸出の奨励及び指導に関すること。
- 九 中小企業者が生産した商品の輸出の増大を図るための海外市場調査、市場開拓及び普及宣伝の指導及び助成に関すること。
- 十 製造業者又は卸売業者と小売業者を行なう中小企業者との間の事業分野の調整に関すること。
- 十一 小売業者を行なう中小企業者相互間の競争の調整に関すること。

- 十二 割賦販売法の施行に関すること。
 - 十三 前各号に掲げるもののほか、商業及びサービス業を行なう中小企業者の指導及び助成に関すること。
- 第二節 地方支分部局
- (中小企業局)
- 第十二條 本省に、地方支分部局として、中小企業局を置く。
- (所掌事務)
- 第十三條 中小企業局は、本省の所掌事務の一部を分掌する。
- (名称、位置及び管轄区域)
- 第十四條 中小企業局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌中小企業局	札幌市	北海道
仙台中小企業局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
東京中小企業局	東京都	東京都、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県
名古屋中小企業局	名古屋市	岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県
大阪中小企業局	大阪市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
広島中小企業局	広島市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国中小企業局	高松市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
福岡中小企業局	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

(内部部局)

第十五條 中小企業局に、次の四部を置く。ただし、必要に応じて中小企業大臣の定めるところによる。

紹介議員 野溝 勝君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八四三号 昭和三十八年二月八日

受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 長野県諏訪市上諏訪
今井功

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八四四号 昭和三十八年二月八日

受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 石川県金沢市油車三八
ノ一 中田浩二

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八四五号 昭和三十八年二月八日

受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 福島市北沢又字古屋敷
西一ノイ 山本次男

紹介議員 大河内一夫君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八四六号 昭和三十八年二月八日

受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(四通)

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 兵庫縣城崎郡日高町国分寺 林吉郎兵衛外四十八名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八四七号 昭和三十八年二月八日

受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(三通)

請願者 宮城県加美郡中新田町 全林野青森地本中新田分会内 檜野昭男外二名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八四八号 昭和三十八年二月八日

受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(四通)

請願者 秋田市東根小屋町全林野労働組合秋田地方本部内 成田純次外三名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八四九号 昭和三十八年二月八日

受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(四通)

請願者 滋賀県伊香郡西浅井村 議会議長 村頭徳温

紹介議員 村上 義一君

請願者 岩手県水沢市東上野九二ノ一 高橋一雄外三名

紹介議員 渡辺 勸吉君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八五〇号 昭和三十八年二月八日

受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(四通)

請願者 福井県小浜市湯岡 浜野悦夫外三名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八五一号 昭和三十八年二月八日

受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(十六通)

請願者 秋田市酒田町一 高橋政勝外百九十五名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八七三号 昭和三十八年二月九日

受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 滋賀県伊香郡西浅井村 議会議長 村頭徳温

紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八七六号 昭和三十八年二月十一日

日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 滋賀県大上郡甲良町議会議長 古川捨次郎

紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八七七号 昭和三十八年二月十一日

日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 青森県知事 山崎岩男 外二名

紹介議員 佐藤 尚武君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八七八号 昭和三十八年二月十一日

日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 宮城県仙台市南町通五全通信労働組合宮城地区本部内 菅原保雄

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八七九号 昭和三十八年二月十一日

日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(四通)

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 秋田市寺内將軍野若松町 工藤英二

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八八〇号 昭和三十八年二月十一日

日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 秋田市赤沼一四五ノ二 渡辺道男外二十八名

紹介議員 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八八一号 昭和三十八年二月十一日

日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 宮城県仙台市南町七全通信労働組合仙台地方郵便局支部内 広瀬仁 二外一名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八八二号 昭和三十八年二月十一日

日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(四通)

請願者 秋田市寺内將軍野若松町 工藤英二

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

請願者 新潟県十日町市長 村山謙吉外一名
紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八八三号 昭和三十八年二月十一日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 新潟県西頸城郡名立町 長 塚田清隆外一名
紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八八四号 昭和三十八年二月十一日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 山形県最上郡戸沢村 長 荒木久太郎外一名
紹介議員 村山 道雄君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八八五号 昭和三十八年二月十一日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 山形県酒田市浜畑町三三 朝倉潔外一名
紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八八六号 昭和三十八年二月十一日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 滋賀県坂田郡近江町 長 庄司捨造外一名
紹介議員 西川甚五郎君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八八七号 昭和三十八年二月十一日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 岩手県盛岡市加賀野田 神松 佐野峯セイ外四十一名
紹介議員 谷村 貞治君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八八八号 昭和三十八年二月十一日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 富山県教職員組合内 富山市千歳町二二ノ一 林友二外一名
紹介議員 櫻井 志郎君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八八九号 昭和三十八年二月十一日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 兵庫県豊岡市旭七四 池田達雄外六名
紹介議員 岡崎 真一君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八九〇号 昭和三十八年二月十一日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 兵庫県豊岡市旭七四 池田達雄外六名
紹介議員 岡崎 真一君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八九一号 昭和三十八年二月十一日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 兵庫県美作郡村岡町福岡三四六 井上新外十八名
紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八九二号 昭和三十八年二月十一日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 兵庫県城崎郡香住町訓谷 滝本光外五十名
紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八九三号 昭和三十八年二月十一日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(八通)

請願者 岩手県盛岡市平戸七〇ノ一 国鉄動力車労働組合盛岡地方本部内 山合盛岡地方本部内 山政雄外七名
紹介議員 渡辺 勸吉君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八九四号 昭和三十八年二月十一日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(十三通)

請願者 秋田県雄勝郡羽後町中仙道字藤巻五九ノ一 高橋次郎外百八十八名
紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九二四号 昭和三十八年二月十二日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 長野市早苗町五三 大沢 沢薫
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九二五号 昭和三十八年二月十二日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(七通)

第九二六号 昭和三十八年二月十二日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 福島市森合字下リ一ノ三 高橋金六
紹介議員 大河原一六君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九二七号 昭和三十八年二月十二日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 長野県下伊那郡松川町大字上片桐三、二六 四下平貞六
紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九二八号 昭和三十八年二月十二日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(七通)

第九二九号 昭和三十八年二月十二日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(七通)

第九三〇号 昭和三十八年二月十二日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(七通)

第九三一号 昭和三十八年二月十二日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(七通)

第九三二号 昭和三十八年二月十二日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(七通)

第九三三号 昭和三十八年二月十二日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(七通)

第九三四号 昭和三十八年二月十二日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(七通)

請願者 兵庫縣多紀郡城東町辻

九〇九 中野武雄外九十七名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九二九号 昭和三十八年二月十二日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 兵庫縣城崎郡香住町香住一、八〇五ノ一 向原操外百四十五名

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九三〇号 昭和三十八年二月十二日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 兵庫縣美作郡村岡町村岡 松村峯生外一名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九三二号 昭和三十八年二月十二日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 富山市桜橋通り四〇ノ三全通信労働組合富山地区本部内 藤沢毅外一名

紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九三三三号 昭和三十八年二月十二日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 新潟市学校町三番町五、三三二ノ一 金子 歳男外一名

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九三三三三号 昭和三十八年二月十二日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 長野縣飯山市大字瑞穂六五二ノ一 大平平吉 外一名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九三四号 昭和三十八年二月十二日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 滋賀縣犬上郡甲良町長 上川正雄外一名

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九三五号 昭和三十八年二月十二日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 山形縣酒田市内町三ノ五 橋本行雄外一名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九三六号 昭和三十八年二月十二日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 新潟縣刈羽郡北条町長 伊部国広外一名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九三七号 昭和三十八年二月十二日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 秋田市土崎港新柳町加賀谷賢次郎外二十九名

紹介議員 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九三八号 昭和三十八年二月十二日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 山形縣最上郡最上町向町六〇一鈴木太夫外四十一名

紹介議員 北島 教真君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九三九号 昭和三十八年二月十二日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 兵庫縣朝来郡和田山町玉置 菊池年夫外二十名

紹介議員 岡崎 真一君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九四〇号 昭和三十八年二月十二日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 岩手縣盛岡市浅岸字大塚二ノ三 松岡義江 外四十一名

紹介議員 谷村 貞治君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九四一号 昭和三十八年二月十二日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 山形縣最上郡大蔵村長 皆川英太郎

紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九四二号 昭和三十八年二月十二日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 山形縣酒田市内町三ノ五 阿彦斎外一名

紹介議員 白井 勇君

第九四二号 昭和三十八年二月十二日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 福島市栄町一〇福島栄町郵便局内 山内初外二百十七名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九四二号 昭和三十八年二月十二日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 山形縣最上郡大蔵村長 皆川英太郎

紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九五〇号 昭和三十八年二月十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 滋賀縣坂田郡米原町議會議長 林常右エ門

紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九六一号 昭和三十八年二月十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 山形縣酒田市内町三ノ五 阿彦斎外一名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九六二号 昭和三十八年二月十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(一通)
請願者 富山県黒部市長 芦崎 久治外一名

紹介議員 櫻井 志郎君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九六三三号 昭和三十八年二月十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(一通)
請願者 秋田市寺内将軍野二葉町 保坂秀悦外二十九名

紹介議員 松野 孝一君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九六四号 昭和三十八年二月十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(一通)
請願者 兵庫県多紀郡篠山町奥畑三七 奥山富雄外四十九名

紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九六五号 昭和三十八年二月十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(一通)
請願者 山形県最上郡舟形町 伊藤良文外二十一名

紹介議員 北島 教真君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九六六号 昭和三十八年二月十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(一通)
請願者 山形県最上郡舟形町 長 星川五郎兵衛外十三名

紹介議員 村山 道雄君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九六七号 昭和三十八年二月十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(一通)
請願者 岩手県盛岡市新庄字山王二二 吉田キミ外四十一名

紹介議員 谷村 貞治君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九六八号 昭和三十八年二月十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願
請願者 福島市野田町下江添三三ノ一 穂積節子

紹介議員 大河原 次君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九六九号 昭和三十八年二月十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願
請願者 長野県大町市大字大町三、三〇七 小林保孝

紹介議員 野溝 勝君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九七〇号 昭和三十八年二月十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願
請願者 長野県諏訪郡下諏訪町 植松英明

紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九七一号 昭和三十八年二月十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願
請願者 石川県小松市小馬町石川県職員労働組合小松支部内 北荒井俊外一名

紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九七二号 昭和三十八年二月十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願
請願者 石川県加賀市大聖寺地方町六甲ノ一 酒谷勝次

紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九七三三号 昭和三十八年二月十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願
請願者 兵庫県朝来郡和田山町 玉置農林省家畜衛生試験場中国支場内 山内 亮

紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九七四号 昭和三十八年二月十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(一通)
請願者 長野市大字浅川東条一 一〇 花岡正治外一名

紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九七八号 昭和三十八年二月十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(一通)
請願者 長野県飯山市大字常郷六八八 江村好外一名

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九八八号 昭和三十八年二月十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(一通)
請願者 新潟県村上市長 加藤 善次郎外一名

紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九八九号 昭和三十八年二月十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(一通)
請願者 新潟市青山一、〇六五ノ一三 長沼隆外一名

紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九九〇号 昭和三十八年二月十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(一通)
請願者 兵庫県城崎郡香住町香住三〇ノ二 桑田武男 外百四十五名

紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九九一号 昭和三十八年二月十三日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)
請願者 兵庫東城崎郡香住町訓名 谷 宮代利雄外四十七名

紹介議員 岡崎 真一君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九九二号 昭和三十八年二月十三日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)
請願者 滋賀県愛知郡愛知川町 議会議長 広瀬葉月外一名

紹介議員 西川甚五郎君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九九五号 昭和三十八年二月十四日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願
請願者 滋賀県甲賀郡信楽町 議会議長 今井武治

紹介議員 村上 義一君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九九六号 昭和三十八年二月十四日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願
請願者 長野市南町一、〇三

紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九九七号 昭和三十八年二月十四日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願
請願者 秋田市中通町市立中通小学校内秋田県校長会 内 千葉孝司

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九九八号 昭和三十八年二月十四日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願
請願者 石川県小松市小馬町石川縣職員労働組合小松支部内 東谷忠夫外一名

紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第九九九号 昭和三十八年二月十四日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)
請願者 長野県大町市長 縣廳外一名

紹介議員 野澤 勝君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第一〇〇三号 昭和三十八年二月十四日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)
請願者 長野県飯山市大字静岡 一、七三三 坪井正外一名

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第一〇〇四号 昭和三十八年二月十四日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)
請願者 富山県黒部市三日市 二、五九八ノ二 村上 治作外一名

紹介議員 櫻井 志郎君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第一〇〇五号 昭和三十八年二月十四日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)
請願者 山形県酒田市本町三ノ五 小松小一外一名

紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第一〇〇六号 昭和三十八年二月十四日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)
請願者 滋賀県愛知郡湖東町 議会議長 松本利助外一名

紹介議員 西川甚五郎君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第一〇〇七号 昭和三十八年二月十四日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)
請願者 兵庫東豊岡市京口 上村但外五十三名

紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第一〇〇八号 昭和三十八年二月十四日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)
請願者 兵庫東水上郡春日町七日市三二〇 稻垣滝男外一名

紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第一〇〇九号 昭和三十八年二月十四日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)
請願者 長野県大町市長 縣廳外一名

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)
請願者 新潟県新発田市宇中會
根 鷲塚七子郎外一名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第一〇一〇号 昭和三十八年二月十四日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)
請願者 新潟県西蒲原郡巻町九区
長谷川鉄平外一名

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第一〇一一号 昭和三十八年二月十四日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)
請願者 秋田市土崎港相染町
佐藤誠一外二十八名

紹介議員 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第一〇一二号 昭和三十八年二月十四日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)
請願者 山形県最上郡最上町最上町立西中学校内
西村光三外二十一名

紹介議員 北島 教真君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第一〇一三三号 昭和三十八年二月十四日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)
請願者 山形県東置賜郡赤湯町
議会議長 鈴木清太外一名

紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第一〇一四四号 昭和三十八年二月十四日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)
請願者 岩手県盛岡市八幡町六
志田エイ子外四十名

紹介議員 谷村 貞治君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第一〇一五五号 昭和三十八年二月十四日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願
請願者 長野県佐久市野沢 井出正寿

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第一〇一六六号 昭和三十八年二月十四日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(三通)
請願者 兵庫県美方郡美方町
毛戸二郎外十七名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第一〇一七七号 昭和三十八年二月十四日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(三通)
請願者 兵庫県多紀郡城東町東本庄
大対敏雄外五十三名

紹介議員 岡崎 真一君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第一〇一八八号 昭和三十八年二月十四日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(九通)
請願者 青森県十和田市大字洞内字後野一九ノ二大深
内郵便局内 田高吉実
外七百六十四名

紹介議員 鈴木 恭一君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八二五号 昭和三十八年二月八日受理

公務員の賃金に関する請願
請願者 神奈川県川崎市浅田町
三ノ一〇七 松村登

紹介議員 田上 松衛君

公務員労働者は、現在の賃金が国際的にも国内的にも低い状態にあるので、政府に対し賃金引上げの要求を続けているが、今期国会に再提出されている給与法案は、この要求にほとんどおほいばかりか、物価高にも追いつかず、民間との較差はますます拡大し、公務員の生活と士気に重大な影響を与えているから、(一)公務員の賃上げ額を増額し、(二)公務員の初任給を大幅に引き上げること、(三)公務員の最低賃金を二万二千元とすること、(四)現行の(行)海(海)事(医療)の給料表を、(行)海(海)事(医療)に統合し、差別待遇を撤廃すること、(五)給与改定の実施時期をくり上げること、(六)期末手当額、年度末手当額を引き上げ、勤勉手当を廃止すること、(七)暫定手当は全地域四級地にまで引き上げ、全額本俸にくり入れること、(八)通勤手当は実費支給とし、全額無税とすること等の実現を図られたいとの請願。

第八二九号 昭和三十八年二月八日受理

公務員の賃金に関する請願
請願者 大阪府泉大津市森一四六 二宮正昭外四百八十四名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第八三〇号 昭和三十八年二月八日受理

公務員の賃金に関する請願
請願者 東京都墨田区吾儘東二ノ一 山田勝外十六名

紹介議員 岩間 正男君

公務員の賃金について、(一)基本賃金を一律五千円引き上げること、(二)最低賃金を一万二千元とすること、それ以下では雇用しないこと、(三)差別賃金を撤廃し、完全通し号俸とし、差別昇給を廃止すること、(四)行政職俸給表(二)などを撤廃し、(一)表に統合すること、(五)一時金を年間四・五箇月と一律一万五千円とすること(夏期一・五箇月と五千元、年末二・五箇月と一万円、年度末〇・五箇月とすること、勤勉手当を廃止すること)、等の実現を図るとともに、諸手当については、(一)暫定手当をすべて四級地に引き上げ、本俸にくり入れること、(二)扶養手当は一律一人あたり千五百円とすること、(三)住宅手当制度を設け、独身者三千円、家族持ち五千円とすること、(四)通勤費は実費払いとし、全額無税とすること、(五)退職手当を大幅に増額すること等を実現せられたいとの請願。

第八三一号 昭和三十八年二月八日受理

公務員の賃金に関する請願
請願者 千葉県匝瑳郡光町宮川 二、三四〇 鈴木よし
外四百四十五名

紹介議員 鈴木 市蔵君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第八三三号 昭和三十八年二月八日
受理

公務員の賃金に関する請願

請願者 東京都大田区馬込町東
二ノ九五八 高瀬和江
外四百三十一名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第八九五号 昭和三十八年二月十一日受理

公務員の賃金に関する請願

請願者 福島市上浜町五 村田 秀三

紹介議員 大河原 一孝君

この請願の趣旨は、第八二五号と同じである。

第八九六号 昭和三十八年二月十一日受理

公務員の賃金に関する請願

請願者 福島県喜多方市駅前
兼子千代記

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第八二五号と同じである。

第八九七号 昭和三十八年二月十一日受理

公務員の賃金に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市旭町二
ノ四四八 中野優

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第八二五号と同じである。

公務員の賃金に関する請願

請願者 群馬県前橋市萩町一
六 松田幸規

紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第八二五号と同じである。

第八九九号 昭和三十八年二月十一日受理

公務員の賃金に関する請願

請願者 長野県松本市里山辺
区 田村真琴

紹介議員 野澤 勝君
この請願の趣旨は、第八二五号と同じである。

第九〇〇号 昭和三十八年二月十一日受理

公務員の賃金に関する請願

請願者 長野県飯田市丸山一
区 長沼英二

紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第八二五号と同じである。

第九〇一号 昭和三十八年二月十一日受理

公務員の賃金に関する請願

請願者 長野県諏訪市大手町二
丁目 菊地貞衛

紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第八二五号と同じである。

第九〇二号 昭和三十八年二月十一日受理

公務員の賃金に関する請願

請願者 福岡市馬出本町一、〇
二八 斎藤シヅ子

紹介議員 豊瀬 慎一君
この請願の趣旨は、第八二五号と同じである。

第九〇三号 昭和三十八年二月十一日受理

公務員の賃金に関する請願

請願者 福岡市土手町六全建旁
九州地方本部内 熊野 随一

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第八二五号と同じである。

第九〇四号 昭和三十八年二月十一日受理

公務員の賃金に関する請願

請願者 秋田市蛇野一八 佐藤 邦男

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第八二五号と同じである。

第九一九号 昭和三十八年二月十二日受理

公務員の賃金に関する請願（二通）

請願者 宮城県仙台市南小泉西
文化七八ノ二六 佐野 英博外七百十六名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第一〇一九号 昭和三十八年二月十四日受理

公務員の賃金に関する請願

請願者 茨城県東茨城郡桂村下
坏二、九六三 鯉淵秀
雄外百十四名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第一〇二〇号 昭和三十八年二月十四日受理

公務員の賃金に関する請願

請願者 横浜市磯子区磯子町三
四五 小林桂太郎外百
九十三名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第一〇二二号 昭和三十八年二月十四日受理

公務員の賃金に関する請願

請願者 東京都小金井市桜町一
ノ四九三 上野和義外
四十二名

紹介議員 須藤 五郎君
公務員の賃金に關し、(一)公務員の賃金を一律に五千円引き上げること、(二)公務員の最低賃金一万二千円を確立すること、(三)現行の行(一)、海(一)、医療(一)の俸給表をそれぞれ、行(一)、海(一)、医療(一)に統合し、差別待遇を改善すること、(四)公務員の初任給を大幅に引き上げること、(五)公務員の賃上げ額を改善し、特に中級職員以下を優遇すること、(六)期末手当を引き上げ、勤勉手当をやめること、(七)暫定手当は全地域四級地まで引上げ全額本俸にくり入れること、(八)交通費の値上げに对应し、通勤手当を大幅に引き上げ全額免税とすること、(九)公務員労働者の給与改定の実施時期をくり上げること等について善処せられたいとの請願

第一〇二二号 昭和三十八年二月十四日受理

公務員の賃金に関する請願

請願者 東京都杉並区馬橋四ノ
四九九 橋本公男外百
四名

紹介議員 鈴木 市蔵君
この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第八二六号 昭和三十八年二月八日受理

国立大学附属校園教官の待遇改善に関する請願

請願者 奈良市芝新屋町一〇
白井源外三百四十三名

紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第七二八号と同じである。

第八三八号 昭和三十八年二月八日受理

金し敷章年金、賜金の給与実施に関する請願

請願者 青森県弘前市大字富士
見町一五ノ一 山崎二
郎外千三十一名

紹介議員 笹森 順造君
この請願の趣旨は、第二五九号と同じである。

第九〇七号 昭和三十八年二月十一日受理

金し敷章年金、賜金の給与実施に関する請願

請願者 福岡県北九州市小山西
町三ノ一二 野中侃外
五十名

紹介議員 亀井 光君

この請願の趣旨は、第二五九号と同じである。

第九〇八号 昭和三十八年二月十一日受理
金し勲章年金、賜金の給与実施に関する請願

請願者 大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇五六一大分県功友連盟内 安部連水外 九百三十六名
紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第二五九号と同じである。

第九四五号 昭和三十八年二月十二日受理
金し勲章年金、賜金の給与実施に関する請願

請願者 熊本県山鹿市大字山鹿 九六九 田中庭蔵外百一名
紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第二五九号と同じである。

第九五六号 昭和三十八年二月十三日受理
金し勲章年金、賜金の給与実施に関する請願

請願者 三重県上野市愛宕町一、九四八 樽井伊一 郎外七百五十名
紹介議員 斎藤 昇君

この請願の趣旨は、第二五九号と同じである。

第八三九号 昭和三十八年二月八日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 三重県名張市井手 井上貞之助外六十名
紹介議員 斎藤 昇君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八七一号 昭和三十八年二月八日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 兵庫県赤穂郡上郡町上 部三六三 杉原幾治外 三十七名
紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第九四四号 昭和三十八年二月十二日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 兵庫県赤穂郡上郡町山 野里二、五四〇 竹元 円治外五十九名
紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第九五七号 昭和三十八年二月十三日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 三重県桑名郡長島町高 座 伊藤幸太郎外五十 九名
紹介議員 斎藤 昇君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八四〇号 昭和三十八年二月八日受理
軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願(二通)

請願者 山形県西置賜郡飯豊町 大字椿七七一 田中正 一外八十一名
紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八七二号 昭和三十八年二月八日受理
軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願

請願者 兵庫県津名市一宮町 二、六一〇 坂口義明 外二千六百三十三名
紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九四三号 昭和三十八年二月十二日受理
軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願

請願者 兵庫県神崎郡大河内町 長谷四五〇 兵庫県軍恩 連盟大河内町支部内 芦田照孝外六十六名
紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九五八号 昭和三十八年二月十三日受理

軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願(二通)

請願者 山形市大字新山四〇 仲野貞瑞外百十四名
紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九〇五号 昭和三十八年二月十一日受理
元南滿州鉄道株式会社職員等の在職期間を恩給法等の期間に通算するの請願(二通)

請願者 東京都杉並区西荻窪三 〇四三 桑原伸介外二 名
紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第九五一号 昭和三十八年二月十三日受理
元南滿州鉄道株式会社職員の在職期間を恩給法等の期間に通算するの請願(二通)

請願者 東京都文京区駒込浅嘉 町九八 中山政吉外一 名
紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第九〇六号 昭和三十八年二月十一日受理
傷病者の増加恩給等は正に関する請願

請願者 愛媛県松山市府中町一 ノ一 愛媛県傷病軍人会 連合会内 山本勉 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第九五九号 昭和三十八年二月十三日受理
元滿州国官吏等の恩給に関する請願

請願者 山形市木ノ実小路二七 〇ノ一 松田徳雄
紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第九六〇号 昭和三十八年二月十三日受理
再就職公務員の退職手当の特例法制定に関する請願

請願者 茨城県筑波郡豊里町大 字今鹿島五二 会田忠 良
紹介議員 村山 道雄君

太平洋戦争遂行前後の社会生活の混乱期にやむを得ない事情のため、いつたん退職し、後再び復職した公務員について最終退職の際の手当の算定にあたり、前勤年を通算するよう国家公務員等退職手当法の特例に関する法律を制定し、(一)昭和二十一年六月三十日(退職手当制度の実施された日)以前の退職者は前勤勤務年数無条件通算すること、(二)右の期日以後、昭和三十四年九月三十日までの間の退職者は、支給された退職手当額を返納して前勤勤務年数を通算すること等を実現せられたいとの請願。

第九九三号 昭和三十八年二月十三日受理
共済組合新法関係年金受給者の処遇に関する請願

第九九三号 昭和三十八年二月十三日受理

請願者 三重県亀山市北町一、

二九三回鉄OB同志会

亀山支部内 小林真蔵

外二百八十四名

紹介議員 斎藤 昇君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

二月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、恩給法等の一部を改正する法律案

一、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第五項を削る。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第三号中「百五十分の四・五」を「百五十分の三・五」に、「百五十分の二十二」を「百五十分の二十五」に改める。

附則第十八条第二項中「百五十分の四・五」を「百五十分の三・五」に、「百五十分の三・五」を「百五十分の二・五」に改める。

附則第二十二條第三項中「第六十五條第二項から第六項まで」を「第六十五條第二項から第五項まで」に改める。

附則第二十三條第六項中「と読み替えるもの」とし、同条第三号の規定により百五十分の五十から所要最短期間不足する一年ごとに減ずる率は、警察監獄職員にあつては百五十分の三・五、その他の一般公務員にあつては百五十分の二・五とし、同号ただし書の率は、百五十分の二十五とする」を「と、百五十分の三・五」とあるのは「百五十分の二・五(警察監獄職員にあつては、百五十分の三・五)」と読み替えるものとする」に改める。

附則第三十一條中「百五十分の四・五」を「百五十分の三・五」に、「百五十分の三・五」を「百五十分の二・五」に改める。

附則第三十五條の二第一項中「第二十三條第一号」を「第二十三條第一項第一号」に改める。

附則第四十三條を附則第四十四條とし、附則第四十二條の次に次の一條を加える。

(外国特殊法人職員期間のある者についての特例)

第四十三條 前条の規定は、日本政府又は外国政府と特殊の関係があつた法人で外国において日本専売公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社の事業と同種の事業を行なつていたもので政令で定めるものの職員(公務員に相当する職員として政令で定めるものに限る。以下「外国特殊

法人職員」という。)として在職したことのある公務員について準用する。この場合において、同条中「外国政府職員」とあるのは「外国特殊法人職員」と、同条第四項において準用する附則第四十一條第二項中「もののうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から」とあるものは「もの又はその遺族は、昭和三十一年十月一日から」と、前条第四項において準用する附則第四十一條第四項中「昭和三十一年十月」とあるのは「昭和三十一年十月」と読み替えるものとする。

(昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律の一部改正)

第三条 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条中「前二条」を「第一条」に、「第一条」を「同条」に改める。

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第四条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一年」を「二年」に、「三年」を「六年」に、「第二十三條」を「第二十三條第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に改め、

同条第三項中「第二十三條第一号」を「第二十三條第一項第一号」に、「同条」を「同項」に改める。

第四条中「第二十三條第二号」を「第二十三條第一項第二号」に、「同条」を「同項」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七條を次のように改める。

第七條 削除

附則第十三條第三項中「及び附則第七條」を削る。

附則第十五條中「附則第七條」を削る。

附則第十六條中「から第八條まで」を、「附則第八條に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。

(増加恩給の加給年額の改定等)

第二条 昭和三十一年九月三十日以前に現に改正前の恩給法第六十五條第五項本文に規定する金額の加給をされた増加恩給を受けている者については、同年十月分以降、同条第二項から第五項までの規定による加給の年額を改正後の同条第二項から第四項までの規定による年額に改定する。

2 昭和三十一年九月三十日以前に給与事由の生じた増加恩給の同月分までの加給の年額の計算については、改正後の恩給法第六十五條

の規定にかかわらず、改正前の同条の規定の例による。

(普通恩給及び扶助料の年額の改定等)

第三条 昭和三十一年九月三十日以前に現に改正前の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下「法律第五十五号」という。附則第十四條第三号(同法附則第十八條第二項又は附則第三十一條において準用する場合を含む、以下同じ)の規定により計算して得た年額の普通恩給又は扶助料を受けている者については、昭和三十一年十月分以降、その年額を改正後の同法附則第十四條第三号の規定により計算して得た年額に改定する。

2 昭和三十一年九月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給又は扶助料の同月分までの年額の計算については、改正後の法律第五十五号附則第十四條第三号の規定にかかわらず、改正前の同条同号の規定の例による。

第四条 昭和三十一年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律により年額を改定された普通恩給又は扶助料の改定年額と従前の年額との差額の停止については、昭和三十一年九月分までは、改正前の同法第二條又は第三條の規定の例による。

2 前項の規定は、第五條の規定による恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二百二十四号)の改正に伴う経過措置について準用する。

(改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定に基づく扶助料又は遺族年金の給付)

第五條 改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(以下「法律第七十七号」といふ。)に基づき給されることとなる扶助料又は遺族年金の給付は、昭和三十八年十月から始めるものとする。

(扶助料の改正)

第六條 恩給法第七十五條第一項第一号に規定する場合の扶助料を受ける者で、改正後の法律第七十七号第三條の規定に基づく扶助料を受けることとなるものについては、昭和三十八年十月分以降、その扶助料を同条第二項の規定により計算して得た年額の扶助料に改定する。

(職権改正)

第七條 附則第二條第一項又は附則第三條第一項の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第八條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二項中「第四十三條」を「第四十四條」に改める。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の適用)

第九條 附則第五條に規定する扶助料又は遺族年金を受ける権利を取得した者のうち、昭和三十八年三月三十一日以前に死亡した者の妻(遺族年金を受ける権利を取得した者については、婚姻の届出をしないが、死亡した者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)であつたことによりその権利を取得した者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第 号)の適用については、同法第二條に規定する戦没者等の妻とみなす。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第一條 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七條の二」を「第七條の三」に、「第十六條」を「第十六條の二」に改める。

第七條中「前條、」を「前條の規定又はは、」に、「第二條又はは」を「第二條若しくは」に改め、「第一條若しくは第二條の規定」の下に「(以下第七條の三第四項において「各年金額改定法の規定」と総称する。)」を加える。

第二章中第七條の二の次に次の一條を加える。

第七條の三 連合会は、旧海軍共済組合の組合員(旧共済組合法の規定による退職年金、廢疾年金又は遺族年金に相当する給付(以下第三項において「長期給付」といふ。))に関する規定の適用を受けていた者に限る。以下この項及び次項において同じ。)で、昭和十六年十二月八日から昭和二十年三月三十一日までの間に戦時災害により職務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したものものの遺族に対しては、昭和三十八年十月分以後、旧海軍共済組合の組合員で昭和二十年四月一日以後職務上の傷病により死亡したものものの遺族に対して第三條の規定により支給する年金の支給の例により、当該年金に相当する年金を支給する。

昭和二十年三月三十一日までの間に戦時災害により職務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したものものの遺族に対しては、昭和三十八年十月分以後、旧海軍共済組合の組合員で昭和二十年四月一日以後職務上の傷病により死亡したものものの遺族に対して第三條の規定により支給する年金の支給の例により、当該年金に相当する年金を支給する。

2 連合会は、旧海軍共済組合の組合員であつた者のうち、昭和十六年十二月八日から昭和二十年三月三十一日までの間に戦時災害により旧海軍共済組合の組合員であつた期間内に戦時災害により職務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより旧海軍共済組合から公傷病年金の支給を受けていたもので、その職務上の傷病によらないで同日までに死亡したものものの遺族に対しては、昭和三十八年十月分以後、旧海軍共済組合の組合員であつた者で昭和二十年四月一日以後公傷病年金の支給を受けることとなつた後その支給の事由となつた職務上の傷病によらないで死亡したものものの遺族に対して第三條の規定により支給する年金の支給の例により、当該年金に相当する年金を支給する。

3 連合会は、旧海軍共済組合の組合員のうち、長期給付に関する規定の適用を受けなかつた者(恩給法(大正十二年法律第四十八号)の適用を受けていた者を除く。)で、昭和十六年十二月八日から昭和二十年八月十五日までの間に戦時災害により職務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより廢疾となり、若しくは死亡し、又は廢疾となつた後その職務上の傷病によらないで死亡したものものが、旧海軍共済組合の長期給付に関する規定の適用を受けていたものとするれば第三條又は前二項の規定により年金の支給を受けるべきこととなるときは、昭和三十八年十月分以後、その者又はその遺族に対して、第三條又は前二項の規定により支給する年金の支給の例により、当該年金に相当する年金を支給する。

4 前三項の規定による年金の額は、これらの年金を支給すべき事由の生じた月のその者の俸給につき、第六條第一項第二号及び各年金額改定法の規定を適用して得た仮定俸給を俸給とみなし、同条第三項及び各年金額改定法の規定により算定した額とする。

5 前条第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による年金の支給について準用する。

第八條第二号中「第七條の二」を「前二條」に改める。

第十七條第一項中「並びに第七條の二の規定により年金及び一時金」を「第七條の二の規定により年金及び一時金を支給すべきこととなつた後並びに第七條の三の規定により年金」に、「若しくは第七條

の二」を、第七條の二若しくは第七條の三に改める。

第十九條第一項中「引き継ぎ」を削る。

第二十條中「及び第七條の二」を、第七條の二及び第七條の三に改める。

(昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第二條 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和三十一年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第一條第五項を削る。

第二條第三項中「第五項並びに」を削る。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改正に関する法律の一部改正)

第三條 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改正に関する法律(昭和三十三年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一條中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第一條の二第二項中「及び第三項」を削る。

第二條第二項後段を削り、同條第七項中「第四項及び第五項」を「第三項及び第四項」に、「第三項及び第五項」を「及び第四項」に改め、「同條第三項の規定は第三項第二号若しくは第三号又は第五項の規定による年金額の改定の場合について」を削り、「同條第五項」を「同條第四項」に改める。

第三條第四項中「第五項まで」を「第四項まで」に、「第二項、第四項及び第五項」を「第二項から第四項まで」に、「同條第二項、第三項及び第五項」を「同條第二項及び第四項」に改め、「並びに同條第七項中同條第三項及び第五項に係る部分」を削り、「第一條第五項」を「第一條第四項」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第四條 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第一号イ中「第四十三條」を「第四十四條」に改め、「適用を受ける者」の下に「(新法又はこの法律の規定による年金たる給付を同條に規定する年金たる恩給とみなしたならば同條の規定の適用を受けることとなるべき者を

含む)」を加え、同号ニ中「第四十二條第一項第三号」の下に「(第四十三條において準用する場合を含む。)」を加える。

第九條第三号中「第四十二條第一項」の下に「又は第四十三條第一項」を、「外国政府職員の下に」又は「外国特殊法人職員」を、「外国政府」の下に「又は法人」を加える。

第十五條第三項中「恩給法」とあるのは、「十一万円」とあるのは「九万五千円」と、「五十五万円」とあるのは「五十万円」と、「恩給法」とあるのは「改め、同條第四項中「課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額」を削る。

第五十一條の二第四項第二号中「第四十二條第一項」の下に「又は第四十三條第一項」を、「外国政府職員」の下に「又は外国特殊法人職員」を、「外国政府」の下に「又は法人」を加え、同條第五項中「地方の職員等であつた長期組合員」の下に「(政令で定める者を除く。)」を加える。

別表の備考第六号を削る。

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五條 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十六條第二項中「二年以内」を「二年以内」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和三十八年十月一日から施行する。ただし、第一條中旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第十七條の改正規定、第四條中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十五條第三項及び第四項並びに第五十一條の二第二項の改正規定、第五條、附則第四條第四項、附則第五條並びに附則第六條の規定は、公布の日から施行する。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法との調整)

第二條 この法律の施行の際、現に戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号。以下この項において「遺族援護法」という。)第二十三條第二項の規定により遺族給与金を受ける権利を有する者で、他に同一の事由により第一條の規定による改正後の旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(以下「改正後の特別措置法」という。)第七條の三の規定による年金を受ける権利を有する者があるに至つたものに支給する遺族給与金については、遺族援護法第三十二條の二の規定にかかわらず、当該年金を受けることができる者があることを理由とする支給の停止は、行なわれない。

2 前項の場合においては、改正後の特別措置法第七條の三の規定による年金を受ける権利を有する者に昭和三十八年十月一日以後支給すべき当該年金の額は、同條の規定にかかわらず、前項に規定する遺族給与金を受ける権利を有する者に当該遺族給与金が支給される期間、同條の規定による年金の額から当該遺族給与金の額に相当する額(当該年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、その額をその者の数で除して得た額)を控除した額とする。

(昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の改正に伴う経過措置)

第三條 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律により年金額を改定された退職年金又は遺族年金の改定年金額と従前の年金額との差額の支給の停止については、昭和三十八年九月分までは、第一條の規定による改正前の同法

第一条第五項又は第二条第三項の規定の例による。

2 前項の規定は、第三条の規定による旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律の改正に伴う経過措置について準用する。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正に伴う経過措置)

第四条 更新組合員(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「施行法」という。))第二条第一項第七号に規定する者をいう。以下同じ。及び再就職者(同法第四十一条第一項各号に掲げる者をいう。以下同じ。が昭和三十八年九月三十日以前に退職し、又は死亡した場合において、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「法」という。))第三十八条に規定する組合員期間の計算につき第四条の規定による改正後の施行法(以下「改正後の施行法」という。))第七條、第九條第三号又は第五十一條の二第四項第二号の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、改正後の施行法の規定により、昭和三十八年十月分以後、その者又はそ

の遺族に退職年金又は遺族年金を支給する。

2 前項の場合において、同項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由につき一時恩給の支給を受け、又は施行法第二条第一項第二号の二に規定する旧法等、第四条の規定による改正前の施行法(以下「改正前の施行法」という。))若しくは法の規定による退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金(これらに相当する給付を含む。))の支給を受けた者(法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。))であると

きは、当該退職年金又は遺族年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該一時恩給又はこれらの一時金の額(法第八十条第一項の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額(以下この項における「支給額等」という。))の一部が組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。))の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が組合に返還された場合は、この限りでない。

3 昭和三十八年九月三十日において現に更新組合員又は再就職者につき法又は改正前の施行法の規定により支給されている退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で組合員期間の計算につき改正後の施行法第七条の規定を適用するとしたならばこれらの年金の額が増加することとなるものについては、同年十月分以後、これらの規定を適用してその額を改定する。

4 改正後の施行法第五十一条の二第五項の規定は、昭和三十七年十二月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職し、又は死亡した更新組合員又は再就職者についても適用する。

5 昭和三十八年九月三十日において現に改正前の施行法別表の備考第六号の規定による金額の加給をされた公務員による廃疾年金(施行法第二条第一項第三号に規定する公務員による廃疾年金をいう。))の支給を受けている者については、同年十月分以後、その額を改正後の施行法第二十四条及び同法別表の備考の規定による年金額に改定する。

(厚生保険特別会計法の一部改正) 第五条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三条中「附則第十九条」の下に「、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第五十二号)附則第十六条第二項」を加える。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正) 第六条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第三条に次の一号を加える。

四 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第 号)附則第二条第一項の規定の適用を受ける者

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の適用) 第七条 昭和十二年七月七日以後に死亡した者(同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。))の妻(婚姻の届出をしていないが、事

実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))であつたことにより改正後の特別措置法第七条の三第一項の規定により支給される年金(同条第三項の規定により同条第一項の規定の例により支給される年金を含む。))を受ける権利を有するに至つた者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十一年法律第 号)の適用については、同法第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和三十八年四月一日前である場合に限る。

二月二十六日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は一月三十日)

一、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
一、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律
等の一部を改正する法律案
【小字及び一は衆議院修正の部分】

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「附則第二十七項」を「附則第二十五項」に改める。

第六条第一項第五号に二として次のように加える。

ニ 教育職俸給表(四)

第十九条の二第一項中「三百六十円」の下に「(その宿直勤務が土曜日又はこれに相当する日に退庁時から引き続いて行なわれる場合にあっては、四百二十円)」を加える。

第十九条の四第一項に後段として次のように加える。

これらの支給日前一月以内に退職し、又は死亡した職員で人事院規則で定めるものについて、同様とする。

第十九条の四第二項各号列記以外の部分中「支給日現在」の下に

「退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下次条第二項において同じ。」を加え、「百分の九十五」を「百分の百」に、「百分の百七十」を「百分の百九十」に改める。

第十九条の五第一項各号列記以外の部分中「六月十五日」を「三月十五日(その日が日曜日に当たるときは、三月十四日。以下その日について規定している場合について同じ)」「六月十五日」に改め、同項に後段として次のように加える。

これらの支給日前一月以内に退職し、又は死亡した職員で人事院規則で定めるものについて、同様とする。

第十九条の五第一項第一号中「六月十五日」を「三月十五日」に、「六月以内」を「十二月以内」に改め、同項第二号中「十二月十五日」を「六月十五日及び十二月十五日」に、「同日以前十二月以内」を「それぞれその日以前六月以内」に改め、同条第二項各号を次のように改める。

一 三月十五日 百分の二十
二 六月十五日及び十二月十五日 百分の三十

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	87,300	64,100	44,100	30,800	22,700	17,700 17,600	14,700 14,600	10,600 10,300
2	90,500	67,300	46,500	32,900	24,600	19,200 19,100	15,700 15,600	11,000 10,700
3	93,700	70,500	48,900	35,000	26,500	20,800 20,700	16,700 16,600	11,400 11,100
4	96,900	73,700	51,400	36,700	28,400	22,400	17,700 17,600	11,800 11,600
5	100,100	76,900	53,900	38,400	30,300	24,100	19,200 19,100	12,200 12,100
6	103,300	80,100	56,400	40,000	32,200	25,900	20,700 20,600	12,900 12,800
7	106,500	83,300	59,000	41,700	34,100	27,500	22,100	13,800 13,700
8	109,700	86,400	61,600	43,400	35,600	29,200	23,600	14,700 14,600
9	112,900	89,500	64,200	45,200	37,100	30,900	25,100	15,600 15,500
10		91,900	66,700	47,000	38,400	32,300	26,500	16,500 16,400
11		93,800	68,700	48,800	39,500	33,500	27,600	17,400 17,300
12		95,300	70,700	50,600	40,400	34,300	28,700	18,400 18,300
13		96,800	72,500	52,400	41,300	35,100	29,800	19,400 19,300
14			74,000	54,200	42,000	35,800	30,500	20,400 20,300
15				55,800	42,700	36,500	31,100	21,000 20,900
16				57,300	43,400	37,200		21,600 21,400
17				58,600	44,100			22,000 21,900
18				59,700				

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

事務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	24,000	17,700	14,800	10,800 10,600	9,100 8,600
2	25,500	18,800	15,800	11,400 11,200	9,500 9,000
3	27,100	19,900	16,800	12,000 11,800	9,900 9,400
4	28,700	21,300	17,700	12,600 12,500	10,300 9,900
5	30,300	22,700	18,600	13,200	10,800 10,500
6	31,800	24,000	19,600	14,000	11,300 11,100
7	33,300	25,300	20,700	14,800	11,600 11,700
8	34,600	26,600	21,800	15,600	12,300
9	35,900	27,900	22,900	16,500	13,000
10	37,100	29,100	23,800	17,400	13,700
11	38,000	30,200	24,700	18,100	14,400
12	38,900	31,300	25,500	18,700	15,000
13	39,800	32,200	26,300	19,300	15,600
14	40,700	33,100	27,000	19,900	16,100
15	41,500	34,000	27,700	20,600	16,600
16	42,300	34,600	28,400	21,300	17,100
17	43,100	35,100	29,100	22,000	17,600
18	43,800	35,600	29,700	22,700	18,100
19	44,500	36,100	30,200	23,300	18,600
20	45,200	36,600	30,600	24,000	19,100
21	45,900	37,100	31,000	24,600	19,700
22	46,500	37,600	31,400	25,200	20,400
23	47,100	38,100	31,800	25,800	21,100
24	47,700	38,600	32,200	26,300	21,800
25	48,200	39,100	32,600	26,800	22,500
26	48,700			27,200	23,100
27					23,700
28					24,200
29					24,700
30					25,100

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円
1	53,900	44,100	35,000	26,500	20,800 20,700	16,700 16,600	11,600 11,400
2	56,400	46,500	36,700	28,400	22,400	17,700 17,600	12,100 12,000
3	59,000	48,900	38,400	30,300	24,100	19,200 19,100	12,600 12,500
4	61,600	51,400	40,000	32,200	25,800	20,700 20,600	13,100 13,000
5	64,200	53,900	41,700	34,100	27,500	22,100	13,800 13,700
6	66,700	56,400	43,400	35,900	29,200	23,600	14,700 14,600
7	68,700	58,500	45,200	37,100	30,900	25,100	15,600 15,500
8	70,700	60,100	47,000	38,500	32,700	26,500	16,500 16,400
9	72,500	61,700	48,800	40,000	34,200	27,900	17,400 17,300
10	74,000	63,000	50,600	41,200	35,100	29,300	18,400 18,300
11		64,300	52,400	42,300	35,900	30,600	19,700 19,600
12		65,600	54,200	43,200	36,700	31,400	21,000 20,900
13		66,900	55,800	44,100	37,500	32,100	21,700 21,600
14			57,300	44,800	38,200	32,700	22,300 22,200
15			58,600	45,500	38,900	33,300	22,900 22,800
16			59,700				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円
1	53,900	44,100	35,000	22,800	16,700 16,600	13,700 13,600	12,300 12,200
2	56,400	46,500	36,700	24,600	17,800 17,700	14,700 14,600	12,700 12,600
3	59,000	48,900	38,400	26,500	19,300 19,200	15,700 15,600	13,100 13,000
4	61,600	51,400	40,000	28,400	20,900 20,800	16,700 16,600	13,700 13,600
5	64,200	53,900	41,700	30,300	22,500	17,800 17,700	14,700 14,600
6	66,700	56,400	43,400	32,200	24,200	19,300 19,200	15,700 15,600
7	68,700	58,500	45,200	34,300	25,900	20,800 20,700	16,700 16,600
8	70,700	60,100	47,000	36,000	27,600	22,300	17,800 17,700
9	72,500	61,700	48,800	37,700	29,300	23,900	19,300 19,200
10	74,000	63,000	50,600	39,400	31,000	25,500	20,800 20,700
11		64,300	52,400	41,000	32,600	27,100	22,300
12		65,600	54,200	42,300	34,000	28,700	23,900
13		66,900	55,800	43,200	35,300	30,300	25,500
14			57,300	44,100	36,300	32,000	27,100
15			58,600	44,800	37,300	33,400	28,700
16			59,700	45,500	38,300	34,500	30,300
17				46,200	39,300	35,500	31,600
18				46,900	40,300	36,400	32,800
19				47,600	41,100	37,200	33,700
20				48,300	41,900	38,000	34,600
21				49,000	42,600	38,800	35,300
22					43,300	39,500	36,000
23					44,000	40,200	36,700
24					44,700	40,900	37,400
25					45,400	41,600	38,000
26						42,300	38,600
27						43,000	39,200
28							39,800
29							40,400

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額	6 等 級 俸 給 月 額	7 等 級 俸 給 月 額	8 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	53,900	44,100	35,000	26,500	20,800 20,700	16,700 16,600	11,900 11,700	10,000 9,500
2	56,400	46,500	36,700	28,400	22,400	17,700 17,600	12,400 12,300	10,400 10,000
3	59,000	48,900	38,400	30,300	24,100	19,200 19,100	12,900 12,800	10,900 10,500
4	61,600	51,400	40,000	32,200	25,800	20,700 20,600	13,700 13,600	11,400 11,100
5	64,200	53,900	41,700	34,100	27,500	22,100	14,500 14,400	11,900 11,700
6	66,700	56,400	43,400	35,600	29,200	23,600	15,500 15,400	12,400 12,300
7	68,700	58,500	45,200	37,100	30,900	25,100	16,500 16,400	12,900 12,800
8	70,700	60,100	47,000	38,500	32,700	26,500	17,500 17,400	13,400 13,300
9	72,500	61,700	48,800	40,000	34,200	27,900	18,800 18,700	14,300 14,200
10	74,000	63,000	50,600	41,200	35,100	29,300	20,200 20,100	15,300 15,200
11		64,300	52,400	42,300	35,900	30,600	21,500	16,300 16,200
12		65,600	54,200	43,200	36,700	31,400	22,900	17,300 17,200
13		66,900	55,800	44,100	37,500	32,100	24,200	18,500 18,400
14			57,300	44,800	38,200	32,800	25,500	19,700 19,600
15			58,600	45,500	38,900	33,500	26,500	20,800 20,700
16			59,700		39,600	34,200	27,400	21,800 21,700
17					40,300	34,800	28,300	22,700 22,600
18						35,400	29,000	23,600 23,500
19						36,000	29,700	24,400 24,300
20							30,300	25,200 25,100
21							30,900	26,000 25,900
22							31,500	26,600 26,500

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	47,400	35,500	26,000	18,200	12,400 12,300
2	50,000	38,100	28,300	19,500	12,800 12,700
3	52,600	40,700	30,600	20,800	13,500 13,400
4	55,200	43,300	32,900	22,100	14,400 14,300
5	57,800	45,400	35,100	23,900	15,600
6	60,400	47,300	37,300	25,700	16,900
7	63,000	49,100	39,500	27,500	18,200
8	65,500	50,900	41,700	29,300	19,300
9	68,000	52,700	43,300	31,100	20,400
10	70,500	54,500	44,500	32,900	21,500
11	72,600	56,300	45,700	34,400	22,900
12	74,200	57,900	46,700	35,800	24,300
13	75,700	59,200	47,700	37,100	25,600
14	77,000	60,500	48,600	38,000	26,800
15	78,300	61,600	49,500	38,800	28,000
16	79,600			39,600	29,200
17	80,900			40,400	30,200
18					31,200
19					32,100
20					32,700
21					33,300

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	25,700	18,800	13,900	10,300
2	27,600	19,900	14,800	10,800
3	29,500	21,100	15,800	11,300
4	31,400	22,300	16,800	11,900
5	33,200	24,000	17,800	12,500
6	34,900	25,700	18,800	13,100
7	36,500	27,400	19,900	13,900
8	38,100	29,100	21,000	14,700
9	39,100	30,700	22,100	15,500
10	40,100	32,300	23,500	16,400
11	41,100	33,700	24,900	17,400
12	42,100	35,000	26,200	18,400
13	43,100	36,300	27,300	19,400
14	44,100	37,100	28,400	20,400
15	45,100	37,800	29,400	21,400
16	46,000	38,500	30,400	22,300
17	46,900	39,200	31,400	23,200
18	47,800	39,800	32,400	24,100
19	48,700	40,400	33,100	24,900
20	49,600	41,000	33,700	25,700
21	50,400	41,600	34,300	26,500
22	51,200	42,200	34,900	27,300
23	52,000		35,500	28,100
24				28,700

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	87,300	43,700	31,400	25,900	16,300	12,200 12,100
2	90,500	46,400	33,800	28,200	17,500	12,900 12,800
3	93,700	49,100	36,300	30,500	18,700	13,800
4	96,900	51,800	38,900	32,700	20,100	14,800
5	100,100	54,500	41,600	34,900	21,800	15,900
6	103,300	57,100	43,700	37,100	23,500	17,000
7	106,500	59,700	45,700	39,300	25,300	18,300
8	109,700	62,300	47,700	41,100	27,200	19,900
9	112,900	64,900	49,600	42,800	29,100	21,600
10		67,500	51,500	44,400	31,000	23,300
11		70,100	53,400	46,000	32,800	25,000
12		72,700	55,300	47,600	34,600	26,800
13		75,400	57,200	49,200	36,400	28,600
14		78,100	59,100	50,800	37,600	30,200
15		80,800	61,000	52,400	38,700	31,800
16		83,000	62,800	54,000	39,800	33,300
17		85,100	64,500	55,600	40,900	34,300
18		87,200	66,100	57,200	42,000	35,300
19		89,200	67,500	58,700	43,100	36,300
20		91,200	68,900	60,100	44,100	37,200
21		93,100	70,100	61,400	45,100	38,100
22		95,000	71,300	62,700	46,000	38,900
23		96,800		63,900	46,900	39,700
24				65,000	47,800	40,500
25				66,000	48,700	41,300
26						42,000

備考(一) この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の2等級の19号俸から23号俸までの号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるもののみに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級		1 等 級	2 等 級	3 等 級
号	俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
		円	円	円
1		36,900	16,300	11,400 11,100
2		38,600	17,300	11,800 11,600
3		40,300	18,300	12,200 12,100
4		42,100	19,400	12,900 12,800
5		43,900	21,000	13,700 13,600
6		45,700	22,600	14,600 14,500
7		47,700	24,300	15,600 15,500
8		49,700	26,100	16,700 16,600
9		51,700	28,000	17,800 17,700
10		53,700	29,900	18,900
11		55,800	31,800	20,500
12		57,900	33,700	22,100
13		60,000	35,500	23,800
14		62,000	36,900	25,400
15		64,000	38,300	27,000
16		66,000	39,700	28,600
17		68,000	41,200	30,200
18		69,700	42,700	31,700
19		71,300	44,100	33,200
20		72,700	45,800	34,100
21		74,100	47,500	34,900
22		75,400	49,200	35,700
23		76,600	50,900	36,500
24			52,800	37,100
25			54,700	37,700
26			56,500	38,300
27			58,300	38,900
28			59,600	39,500
29			60,900	
30			62,200	
31			63,400	
32			64,500	
33			65,600	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円
1	29,300	12,900 12,800	11,400 11,100
2	31,200	14,000 13,900	11,800 11,600
3	33,100	15,100 15,000	12,200 12,100
4	34,900	16,300	12,900 12,800
5	36,300	17,200	13,700 13,600
6	37,700	18,100	14,600 14,500
7	39,200	19,100	15,500 15,400
8	40,700	20,600	16,500 16,400
9	42,400	22,100	17,500 17,400
10	44,100	23,600	18,500
11	45,800	25,400	19,900
12	47,500	27,300	21,300
13	49,200	29,200	22,800
14	50,900	31,100	24,300
15	52,800	32,900	25,700
16	54,700	34,700	27,100
17	56,500	36,000	28,200
18	58,300	37,300	29,300
19	59,600	38,600	30,300
20	60,900	39,900	31,000
21	62,200	41,200	31,700
22	63,400	42,500	32,300
23	64,500	43,700	
24	65,600	44,900	
25	66,500	46,100	
26	67,400	47,300	
27		48,500	
28		49,600	
29		50,700	
30		51,800	
31		52,800	
32		53,800	
33		54,700	
34		55,500	
35		56,300	
36		57,100	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	70,000	36,300	25,900	17,300	12,900 12,800
2	72,600	38,900	28,200	18,300	14,000 13,900
3	75,300	41,600	30,500	19,400	15,100
4	78,000	43,700	32,700	21,000	16,300
5	80,700	45,900	34,600	22,600	17,300
6	82,900	48,100	37,100	24,300	18,300
7	85,000	50,300	39,300	26,100	19,400
8	87,200	52,400	41,600	28,000	21,000
9	89,200	54,500	43,700	29,900	22,600
10	91,200	57,100	45,700	31,800	24,300
11	93,100	59,700	47,700	33,700	26,100
12	95,000	62,300	49,600	35,500	27,700
13	96,900	64,900	51,500	36,900	29,300
14		67,500	53,400	38,300	30,900
15		70,100	55,300	39,700	32,500
16		72,700	57,200	41,200	34,100
17		75,400	59,100	42,700	35,100
18		78,100	61,000	44,100	36,100
19		80,800	62,800	45,800	37,000
20		83,000	64,500	47,500	37,900
21		84,800	66,100	49,200	38,800
22			67,500	50,900	39,700
23			68,900	52,800	40,600
24			70,100	54,700	41,500
25				56,500	42,400
26				58,300	43,300
27				59,600	
28				60,900	
29				62,200	
30				63,400	
31				64,500	
32				65,600	

備考 この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、助教授、講師及び助手に適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	87,300	40,500	24,800	15,100	<u>12,200</u> 12,100	<u>10,600</u> 10,300
2	90,500	42,500	26,800	16,300	<u>13,000</u> 12,900	<u>11,000</u> 10,700
3	93,700	44,500	28,900	17,500	<u>14,000</u> 13,900	<u>11,400</u> 11,100
4	96,900	46,500	31,000	18,700	<u>15,000</u> 14,900	<u>11,800</u> 11,600
5	100,100	48,600	33,100	20,500	<u>16,100</u> 16,000	<u>12,200</u> 12,100
6	103,300	50,700	35,200	22,300	<u>17,200</u> 17,100	<u>13,000</u> 12,900
7	106,500	53,000	37,300	24,100	18,400	<u>14,000</u> 13,900
8	109,700	55,400	38,800	25,900	20,000	<u>15,000</u> 14,900
9	112,900	58,500	40,300	27,800	21,700	<u>16,000</u> 15,900
10		61,600	41,800	29,700	23,400	<u>17,000</u> 16,900
11		64,700	43,300	31,700	25,100	<u>18,000</u> 17,900
12		67,800	44,800	33,600	26,900	<u>19,100</u> 19,000
13		70,900	46,300	35,500	28,700	<u>20,200</u> 21,100
14		74,000	47,800	36,900	30,500	<u>21,300</u> 21,200
15		77,100	49,300	38,300	32,300	<u>21,900</u> 21,800
16		80,200	50,800	39,700	33,700	<u>22,500</u> 22,400
17		82,800	52,200	41,100	34,800	<u>23,100</u> 23,000
18		85,400	53,600	42,500	35,800	
19		87,300	55,000	43,900	36,800	
20		88,900	56,400	45,100	37,800	
21		90,400	57,600	46,300	38,700	
22		91,900	58,800	47,500	39,500	
23			60,000	48,500	40,300	
24			61,000	49,400	41,100	
25			62,000	50,300	41,800	
26				51,200	42,500	
27				52,000		

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	87,300	58,600	41,600	31,400	18,700
2	90,500	61,100	43,900	33,800	20,100
3	93,700	63,600	46,400	36,300	21,800
4	96,900	66,100	48,900	38,900	23,500
5	100,100	68,600	51,400	41,600	25,900
6	103,300	71,100	53,800	43,700	28,200
7	106,500	73,700	56,200	45,700	30,500
8	109,700	76,300	58,600	47,700	32,700
9	112,900	78,900	61,000	49,600	34,900
10		81,500	63,400	51,500	37,100
11		83,500	65,800	53,400	39,300
12		85,500	68,200	55,300	41,100
13		87,200	70,000	57,200	42,800
14		88,900	71,700	58,700	44,400
15		90,400	73,200	60,200	46,000
16		91,900	74,700	61,600	47,600
17			76,100	63,000	49,200
18			77,500	64,300	50,600
19			78,800	65,500	52,000
20				66,600	53,300
21				67,700	54,500
22					55,500
23					56,500

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	47,900	34,500	20,900	14,700 14,600	12,200 12,100	11,000 10,700
2	50,600	36,500	22,800	15,600	12,900 12,800	11,400 11,100
3	53,300	38,500	24,700	16,600	13,800 13,700	11,800 11,600
4	56,000	40,400	26,600	17,600	14,700 14,600	12,200 12,100
5	58,700	42,300	28,500	18,100	15,600	12,900 12,800
6	61,400	44,200	30,400	20,600	16,600	13,800 13,700
7	64,000	46,100	32,300	22,100	17,600	14,700 14,600
8	66,000	47,900	34,200	23,800	18,900	15,600 15,500
9	68,000	49,700	35,700	25,500	20,300	16,300 16,200
10	69,600	51,500	37,200	27,300	21,700	16,900 16,800
11	71,200	53,200	38,600	29,100	23,100	17,500 17,400
12	72,700	54,600	39,800	30,700	24,600	18,100 18,000
13	74,000	55,900	40,900	32,100	26,100	18,600 18,500
14		57,000	42,000	33,200	27,400	
15		58,100	42,900	34,000	28,500	
16		59,200	43,800	34,800	29,500	
17			44,600	35,600	30,200	
18			45,400	36,400	30,800	
19				37,200	31,400	
20				38,000	32,000	
21				38,700		
22				39,400		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 27,900	円 20,600 20,500	円 14,000 13,900	円 11,400 11,100
2	29,900	22,200	14,900 14,800	12,000 11,700
3	31,900	24,100	15,800 15,700	12,600 12,400
4	33,900	26,000	16,700 16,600	13,200 13,100
5	35,500	27,800	17,700 17,600	14,000 13,900
6	37,000	29,600	19,000 18,900	14,800 14,700
7	38,400	31,400	20,400 20,300	15,700 15,600
8	39,800	33,100	21,700	16,600 16,500
9	41,200	34,500	23,100	17,500 17,400
10	42,500	35,600	24,500	18,600 18,500
11	43,800	36,700	25,700	19,700 19,600
12	45,100	37,500	23,800	20,700 20,600
13	46,400	38,300	27,900	21,500 21,400
14	47,600	39,000	28,800	22,300 22,200
15	48,800	39,700	29,400	23,000 22,900
16	49,700	40,400	30,000	23,500 23,400
17	50,600	41,100	30,600	24,000 23,900
18	51,500	41,800	31,200	
19	52,300	42,500		
20	53,100	43,100		
21	53,900	43,700		
22	54,700			
23	55,500			
24	56,300			

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

8 (旧号俸を受けていた期間の特例)
附則別表第八に掲げられている号俸と号数を同じくする旧号俸を受ける職員に対する附則第三項及び附則第四項の規定の適用については、○これらの規定中「旧号俸を受けていた期間」と

「三十五号俸までの号俸である職員(以下この項において「教育職員」という。以下の職員にあつては、あるのは、「旧号俸を受けていた期間に三月を加えた期間」とする。教育職員にあつてはこれらの規定中「旧号俸を受けていた期間」とあるのは旧号俸を受けていた期間に六月を加えた期間とする。

附則別表第一 行政職俸給表の適用を受ける職員の切替表
イ 行政職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級 旧号俸	4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級			8 等 級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	3月	30,000	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	2	6	31,600	2	3	24,100	2	3	18,800 18,700 19,800	2			2		
3	3	9	33,200	3	6	25,500	3	6	19,800 21,100 21,000	3			3		
4	3			4	9	26,900	4	9		4			4		
5	4			4			4			5	3	18,700 18,600 19,800	5		
6	5			5	3	29,800	5	3	23,600	6	6	19,700 20,900 20,800	6		
7	6			6	6	31,200	6	6	24,800	7	9		7		
8	7			7	9	32,600	7	9	26,000	7			8		
9	8			7			7			8	3	23,200	9		
10	9			8			8	3	28,700	9	6	24,300	10		
11	10			9			9	6	29,900	10	9	25,400	11		
12	11			10			10	9	31,200	10			12	3	18,300 18,200 19,200
13	12			11			10			11	3	27,500	13	6	19,100 19,800 19,700
14	13			12			11			12	6	28,400	14	9	
15	14			13			12			13	9	29,100	14		
16	15			14			13			13			15		
17	16			15			14			14			16		
18	17			16			15								

ロ 行政職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級 旧号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	2	3	25,100	2			2			2			2		
3	3	6	26,200	3			3			3			3		
4	4	9	27,300	4	3	20,900	4			4			4		
5	4			5	6	21,900	5			5			5		
6	5	3	29,800	6	9	22,900	6			6			6		
7	6	6	30,900	6			7	3	20,500	7			7		
8	7	9	32,000	7	3	24,900	8	6	21,300	8			8		
9	7			8	6	25,800	9	9	22,100	9			9		
10	8	3	34,300	9	9	26,700	9			10			10		
11	9	6	35,300	9			10	3	23,600	11			11		
12	10	9	36,200	10	3	28,800	11	6	24,300	12			12		
13	10			11	6	29,700	12	9	24,900	13			13		
14	11			12	9	30,500	12			14	3	19,800	14		
15	12			12			13	3	26,100	15	6	20,300	15		
16	13			13	3	32,000	14	6	26,700	16	9	20,800	16		
17	14			14	6	32,600	15	9	27,200	16			17		
18	15			15	9	33,200	15			17	3	21,800	18		
19	16			16			16	3	28,200	18	6	22,300	19		
20	17			17			17	6	28,700	19	9	22,800	20		
21	18			18			18	9	29,200	19			21	3	19,600
22	19			18			18			20	3	23,800	22	6	20,100
23	20			19			19			21	6	24,300	23	9	20,600
24	21			20			20			22	9	24,800	23		
25	22			21			21			22			24	3	21,600
26	23			22			22			23	3	25,600	25	6	22,100
27	24			23			23			24	6	26,000	26	9	22,600
28	25			24			24			25	9	26,400	26		
29													27	3	23,500
30													28	6	23,900
31													29	9	24,300
32													29		

附則別表第二 税務職俸給表の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号俸	3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級		
	号俸	期間	暫定俸給額 月	号俸	期間	暫定俸給額 月	号俸	期間	暫定俸給額 月	号俸	期間	暫定俸給額 月	号俸	期間	暫定俸給額 月
1	1	月 9	33,200 円	1	月 6	25,500 円	1	月 6	19,900 19,800 円	1	月	円	1	月	円
2	1			2	9	26,900	2	9	21,100 21,000	2			2		
3	2			2			2			3	3	18,700 18,600	3		
4	3			3	3	29,800	3	3	23,600	4	6	19,800 19,700	4		
5	4			4	6	31,200	4	6	24,800	5	9	20,900 20,800	5		
6	5			5	9	32,600	5	9	26,000	5			6		
7	6			5			5			6	3	23,200	7		
8	7			6			6	3	28,700	7	6	24,300	8		
9	8			7			7	6	29,900	8	9	25,400	9		
10	9			8			8	9	31,200	8			10	3	18,300 18,200
11	10			9			8			9	3	27,600	11	6	19,200 19,100
12	11			10			9			10	6	28,700	12	9	20,100 20,000
13	12			11			10			11	9	29,700	12		
14	13			12			11			11			13		
15	14			13			12			12			14		
16	15			14			13			13					
17							14			14					

附則別表第三 公安職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ 公安職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級 旧号俸 区分	3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級		
	号俸	期間	暫定俸給額 月	号俸	期間	暫定俸給額 月	号俸	期間	暫定俸給額 月	号俸	期間	暫定俸給額 月	号俸	期間	暫定俸給額 月
1	1	9	33,200	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	1			2	3	24,100	2			2			2		
3	2			3	6	25,500	3	3	<u>18,900</u> 18,800	3			3		
4	3			4	9	26,900	4	6	<u>20,000</u> 19,900	4			4		
5	4			4			5	9	<u>21,200</u> 21,100	5			5		
6	5			5	3	29,800	5			6	3	<u>18,900</u> 18,800	6		
7	6			6	6	31,200	6	3	23,700	7	6	<u>20,000</u> 19,900	7		
8	7			7	9	32,600	7	6	24,900	8	9	<u>21,100</u> 21,000	8		
9	8			7			8	9	26,100	8			9	3	<u>18,900</u> 18,800
10	9			8			8			9	3	23,400	10	6	<u>20,000</u> 19,900
11	10			9			9	3	28,800	10	6	24,500	11	9	<u>21,100</u> 21,000
12	11			10			10	6	30,000	11	9	25,600	11		
13	12			11			11	9	31,300	11			12	3	23,400
14	13			12			11			12	3	28,300	13	6	24,500
15	14			13			12			13	6	29,500	14	9	25,600
16	15			14			13			14	9	30,700	14		
17				15			14			14			15	3	28,300
18				16			15			15			16	6	29,400
19				17			16			16			17	9	30,500
20				18			17			17			17		
21							18			18			18		
22							19			19			19		
23							20			20			20		
24							21			21			21		
25							22			22			22		
26										23			23		
27										24			24		
28													25		
29													26		

ロ 公安職俸給表(二)の適用を受ける者

職 区	3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級			8 等 級		
	号俸	期間	暫定俸給額 月	号俸	期間	暫定俸給額 月	号俸	期間	暫定俸給額 月	号俸	期間	暫定俸給額 月	号俸	期間	暫定俸給額 月	号俸	期間	暫定俸給額 月
旧号俸			円			円			円			円			円			円
1	1	9	33,200	1	6	25,500	1	6	<u>19,900</u> 19,800	1			1			1		
2	1			2	9	26,900	2	9	<u>21,100</u> 21,000	2			2			2		
3	2			2			2			3	3	<u>18,700</u> 18,600	3			3		
4	3			3	3	29,800	3	3	23,600	4	6	<u>19,800</u> 19,700	4			4		
5	4			4	6	31,200	4	6	24,800	5	9	<u>20,800</u> 20,800	5			5		
6	5			5	9	32,600	5	9	26,000	5			6			6		
7	6			5			5			6	3	23,200	7			7		
8	7			6			6	3	28,700	7	6	24,300	8			8		
9	8			7			7	6	29,900	8	9	25,400	9	3	<u>18,500</u> 18,400	9		
10	9			8			8	9	31,200	8			10	6	<u>19,500</u> 19,400	10		
11	10			9			8			9	3	27,600	11	9	<u>20,500</u> 20,400	11		
12	11			10			9			10	6	28,700	11			12		
13	12			11			10			11	9	29,700	12	3	22,500	13	3	<u>18,300</u> 18,200
14	13			12			11			11			13	6	23,500	14	6	<u>19,300</u> 19,200
15	14			13			12			12			14	9	24,500	15	9	<u>20,100</u> 20,000
16	15			14			13			13			14			15		
17							14			14			15	3	26,200	16	3	<u>21,500</u> 21,400
18							15			15			16	6	26,900	17	6	<u>22,200</u> 22,100
19							16			16			17	9	27,600	18	9	<u>22,900</u> 22,800
20										17			17			18		
21										18			18			19	3	<u>24,200</u> 24,100
22													19			20	6	<u>24,800</u> 24,700
23													20			21	9	<u>25,400</u> 25,300
24													21			21		

附則別表第六 研究職俸給表の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区 分 旧号俸	3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級		
	号俸	期間	暫定俸給 月 額	号俸	期間	暫定俸給 月 額	号俸	期間	暫定俸給 月 額	号俸	期間	暫定俸給 月 額
1	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	2	3	26,300	2			2			2		
3	3	6	27,800	3			3			3		
4	4	9	29,300	4			4			4		
5	4			5	3	20,000	5			5		
6	5	3	32,500	6	6	21,900	6			6		
7	6	6	34,000	7	9	22,600	7			7		
8	7	9	35,500	7			8	3	19,600	8		
9	7			8	3	25,400	9	6	20,800	9		
10	8			9	6	26,700	10	9	22,000	10		
11	9			10	9	28,100	10			11		
12	10			10			11	3	24,600	12	3	19,000 18,900
13	11			11	3	31,100	12	6	25,800	13	6	19,900 19,800
14	12			12	6	32,500	13	9	27,100	14	9	20,700 20,600
15	13			13	9	33,900	13			14		
16	14			13			14	3	30,000	15		
17	15			14			15	6	31,300	16		
18	16			15			16	9	32,600			
19	17			16			16					
20	18			17			17					
21	19			18			18					
22	20			19			19					
23	21			20			20					
24	22			21			21					
25	23			22			22					
26	24			23			23					
27				24			24					
28				25			25					
29				26								

附則別表第七 医療職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ 医療職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	4 等 級			5 等 級		
	号 俸	期 間	暫定俸給月額	号 俸	期 間	暫定俸給月額
1	1	6 月	29,600 円	1		
2	2	9	31,500	2		
3	2			3	3	21,400
4	3	3	35,700	4	6	22,700
5	4	6	37,600	5	9	24,300
6	5			5		
7	5	9	39,500	6		
8	6			7	3	27,500
9	7			8	6	29,100
10	8			8	9	30,700
11	9			9		
12	10			10	3	34,300
13	11			11	6	35,900
14	12			11	9	37,500
15	13			12		
16	14			13		
17	15			14		
18	16			15		
19	17			16		
20	18			17		
21	19			18		
22	20			19		
23				20		
24				21		
25				22		

ロ 医療職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	3 等 級			4 等 級			5 等 級		
	号 俸	期 間	暫定俸給月額	号 俸	期 間	暫定俸給月額	号 俸	期 間	暫定俸給月額
1	1	6 月	19,600 円	1	月		1	月	円
2	2	9	21,000	2			2		
3	2			3			3		
4	3	3	24,200	4			4		
5	4	6	25,600	5	3	18,600	5		
6	5			6	6	19,600	6		
7	5	9	27,000	7	9	20,800	7		
8	6	3	29,900	7			8	3	18,600
9	7	6	31,300	8	3	23,300	9	6	19,600
10	8	9	32,700	9	6	24,500	10	9	20,600
11	8			10	9	25,700	10		
12	9			10			11	3	22,800
13	10			11	3	28,500	12	6	23,900
14	11			12	6	29,700	13	9	25,000
15	12			13	9	30,900	13		
16	13			13			14	3	27,100
17	14			14			15	6	28,000
18	15			15			16	9	28,900
19	16			16			16		
20	17			17			17		
21				18			18		
22				19			19		
23				20					
24				21					

ハ 医療職俸給表(三)の適用を受ける者

職務の等級 旧号俸 区分	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級		
	号俸	期間	暫定俸給額 月 円	号俸	期間	暫定俸給額 月 円	号俸	期間	暫定俸給額 月 円	号俸	期間	暫定俸給額 月 円
1	1	9	26,100	1	6	19,700 19,600	1			1		
2	1			2	9	20,900 20,800	2			2		
3	2	3	29,300	2			3			3		
4	3	6	30,700	3	3	23,500	4			4		
5	4	9	32,100	4	6	24,800	5			5		
6	4			5	9	26,100	6	3	18,700 18,600	6		
7	5			5			7	6	19,700 19,600	7		
8	6			6	3	29,100	8	9	20,700 20,600	8		
9	7			7	6	30,400	8			9		
10	8			8	9	31,700	9	3	22,700	10	3	18,400 18,300
11	9			8			10	6	23,700	11	6	19,300 19,200
12	10			9			11	9	24,700	12	9	20,000 19,900
13	11			10			11			12		
14	12			11			12	3	26,500	13	3	21,400 21,300
15	13			12			13	6	27,300	14	6	22,000 21,900
16	14			13			14	9	28,000	15	9	22,500 22,400
17	15			14			14			15		
18	16			15			15			16		
19	17			16			16					
20	18			17			17					
21	19			18								
22	20			19								
23	21			20								

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

第二十五条第二項中「五千円」を「六千〇円」に改める。
〇三百

別表第一及び別表第二を次のように改める。

「小字及び」は衆議院修正の部分」

別表第一 事務次官、議長及び参事官等俸給表

事務次官 議長	官職 等級 号俸	参事官等		
		1 等級	2 等級	3 等級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 128,000	1	円 71,800	円 49,400	円 27,600
	2	5,400	52,100	29,700
	3	79,000	54,800	31,900
	4	82,600	57,600	34,400
	5	86,200	60,400	36,800
	6	89,700	63,200	39,100
	7	93,200	66,100	41,000
	8	96,700	69,000	42,900
	9	100,200	71,900	44,800
	10	102,900	74,700	46,700
	11	105,000	77,000	48,600
	12	106,700	79,300	50,600
	13	108,400	81,200	52,600
	14		82,900	54,600
	15			56,700
	16			58,700
	17			60,700
	18			62,500
	19			64,100
	20			65,600
	21			66,800

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 25,800	円 23,600 23,500	円 18,700 18,600	円 15,700 15,600	円 14,500 14,400	円 12,200 12,100	円 11,000 10,900	円 10,100 10,000	円 9,500 9,200
27,800	24,300	20,500 20,400	16,900 16,800	15,600 15,500	13,300 13,200	11,500 11,400		
29,800	25,600	22,300	18,700 18,600	16,800 16,700	14,400 14,300	12,100 12,000		
31,800	27,500	24,200	20,500 20,400	18,500 18,400	15,500 15,400	12,700 12,600		
33,900	29,400	26,100	22,300	20,200 20,100	16,600 16,500			
36,000	31,400	28,100	24,200	21,600	17,700 17,600			
38,100	33,300	30,000	26,100	22,600				
39,500	35,200	31,900	27,700	23,400				
40,800	37,100	33,400	28,800	24,200				
42,100	38,400	34,600	29,800	25,000				
43,200	39,600	35,800	30,700	25,800				
44,200	40,700	36,900	31,500					
45,100	41,600	37,800	32,300					
46,000	42,500	38,700	33,100					
46,900	43,400	39,600	33,900					
47,800	44,300	40,400						
48,700	45,200	41,200						
	46,100	42,000						
	47,000	42,800						

令で定める。この場合において、その官職を占める者が最高の号俸による俸給月額を受けるに至つた時から長期間経過したと

別表第二 自衛官俸給表

階級 号 俸	陸海空		將將將	陸將補	1等陸佐	2等陸佐	3等陸佐	1等陸尉
	甲	乙	海將補	1等海佐	2等海佐	3等海佐	1等海尉	
	俸給月額	俸給月額	空將補	1等空佐	2等空佐	3等空佐	1等空尉	
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	104,300	77,600	62,700	51,300	44,300	40,400		32,300
2	108,100	81,300	65,600	54,100	46,200	42,300		34,400
3	111,900	85,000	68,600	56,900	48,100	44,200		36,600
4	115,800	88,700	71,600	59,800	50,100	46,100		39,100
5	119,700	92,400	74,700	62,700	52,100	48,000		41,000
6		96,100	77,600	65,600	54,200	50,000		42,900
7		99,700	80,500	68,600	56,300	51,900		44,800
8		103,300	83,400	71,600	58,400	53,800		46,700
9		106,000	85,700	74,700	60,500	55,700		48,500
10		108,200	88,000	77,000	62,600	57,600		50,000
11			90,100	79,300	64,700	59,100		51,300
12			91,900	81,400	66,500	60,600		52,400
13				83,200	68,200	61,900		53,400
14					69,700	63,100		54,400
15					71,100	64,300		55,400
16					72,500	65,500		56,400
17								
18								
19								

備考 陸将、海将又は空将で、甲の欄に掲げる俸給月額を受けるべき官職及びその官職を占める者の俸給の号俸は、総理府
きは、当該俸給月額をこえる俸給月額を定めることができる。

附則別表第二 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の切替表

職務の 等級 旧号俸	4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級			8 等 級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	3	30,000	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	2	6	31,600	2	3	24,100	2	3	18,800 18,700	2			2		
3	3	9	33,200	3	6	25,500	3	6	19,900 19,800	3			3		
4	3			4	9	26,900	4	9	21,100 21,000	4			4		
5	4			4			4			5	3	18,700 18,600	5		
6	5			5	3	29,800	5	3	23,600	6	6	19,800 19,700	6		
7	6			6	6	31,200	6	6	24,800	7	9	20,900 20,800	7		
8	7			7	9	32,600	7	9	26,000	7			8		
9	8			7			7			8	3	23,200	9		
10	9			8			8	3	28,700	9	6	24,300	10		
11	10			9			9	6	29,900	10	9	25,400	11		
12	11			10			10	9	31,200	10			12	3	18,300 18,200
13	12			11			10			11	3	27,500	13	6	19,200 19,100
14	13			12			11			12	6	28,400	14	9	19,800 19,700
15	14			13			12			13	9	29,100	14		
16	15			14			13			13			15		
17	16			15			14			14			16		
18	17			16			15								

附則別表第五 研究職俸給表の適用を受ける職員の切替表

職務の 等級 旧号俸	3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	2	3	26,300	2			2			2		
3	3	6	27,800	3			3			3		
4	4	9	29,300	4			4			4		
5	4			5	3	20,000	5			5		
6	5	3	32,500	6	6	21,300	6			6		
7	6	6	34,000	7	9	22,600	7			7		
8	7	9	35,500	7			8	3	19,600	8		
9	7			8	3	25,400	9	6	20,800	9		
10	8			9	6	26,700	10	9	22,000	10		
11	9			10	9	28,100	10			11		
12	10			10			11	3	24,600	12	3	19,000 18,900
13	11			11	3	31,100	12	6	25,800	13	6	19,900 19,800
14	12			12	6	32,500	13	9	27,100	14	9	20,700 20,600
15	13			13	9	33,900	13			14		
16	14			13			14	3	30,000	15		
17	15			14			15	6	31,300	16		
18	16			15			16	9	32,600			
19	17			16			16					
20	18			17			17					
21	19			18			18					
22	20			19			19					
23	21			20			20					
24	22			21			21					
25	23			22			22					
26	24			23			23					
27				24			24					
28				25			25					
29				26								

附則別表第八 医療職俸給表(三)の適用を受ける職員の切替表

旧号俸 区分	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級		
	号俸	期間	暫定俸給 月 額	号俸	期間	暫定俸給 月 額	号俸	期間	暫定俸給 月 額	号俸	期間	暫定俸給 月 額
1	1	9	26,100	1	6	19,700 19,600 20,900 20,800	1			1		
2	1			2	9		2			2		
3	2	3	29,300	2			3			3		
4	3	6	30,700	3	3	23,500	4			4		
5	4	9	32,100	4	6	24,800	5			5		
6	4			5	9	26,100			18,700 18,600 19,700 19,600 20,700 20,600	6		
7	5			5			6	3		7		
8	6			6	3	29,100	7	6		8		
9	7			7	6	30,400	8	9		9		
10	8			8	9	31,700	8			10	3	18,400 18,300 19,300 19,200 20,000 19,900
11	9			8			9	3	22,700	11	6	
12	10			9			10	6	23,700	12	9	
13	11			10			11	9	24,700	12		
14	12			11			11			13	3	21,400 21,300 22,000 21,900 22,500 22,400
15	13			12			12	3	26,500	14	6	
16	14			13			13	6	27,300	15	9	
17	15			14			14	9	28,000	16		
18	16			15			14			15		
19	17			16			15			16		
20	18			17			16					
21	19			18			17					
22	20			19								
23	21			20								

附則別表第九 自衛官俸給表の適用を受ける職員の切替表

旧号俸 区分	3 等 陸海空			1 等 陸海空			2 等 陸海空			3 等 陸海空			1 等 陸海空			2 等 陸海空			3 等 陸海空		
	号俸	期間	暫定俸給 月 額	号俸	期間	暫定俸給 月 額	号俸	期間	暫定俸給 月 額	号俸	期間	暫定俸給 月 額	号俸	期間	暫定俸給 月 額	号俸	期間	暫定俸給 月 額	号俸	期間	暫定俸給 月 額
1	1	9	38,300	1			1			1	6	22,600	1	3	18,300 18,200	1			1		
2	1			2	3	33,900	2	3	27,200	2	6	23,600	2	6	19,600 19,500	2			2		
3	2			3	6	35,500	3	6	28,600	3	9	24,400	3	9	20,800 20,700	3	3	18,200 18,100	3		
4	3			4	9	37,100	4	9	30,100	3			3			4	6	19,500 19,400 20,800 20,700	4	3	18,100 18,000
5	4			4			4			4	3	27,000	4	3	23,700	5	9		5	6	19,400 19,300
6	5			5			5	3	33,400	5	6	28,400	5	6	25,100	5			6	9	20,500 20,400
7	6			6			6	6	34,900	6	9	29,800	6	9	26,500	6	3	23,700	6		
8	7			7			7	9	36,400	6			6			7	6	25,100	7		
9	8			8			7			7	3	32,800	7	3	29,500	8	9	26,300	8		
10	9			9			8			8	6	34,200	8	6	30,800	8					
11	10			10			9			9			9			10					
12	11			11			10			9	9	35,600	9	9	32,100	9					
13	12			12			11			9			10			11					
14	13			13			12			10			11			12					
15							13			11			12								
16							14			12			13								
17							15			13			14								
18										14			15								

昭和三十八年三月六日印刷

昭和三十八年三月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局